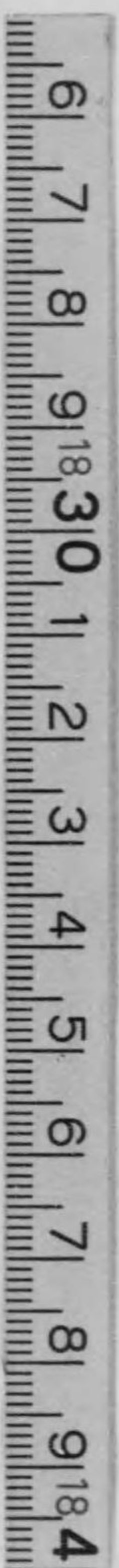


275  
14



始





275.5-14

鹿兒島登左著

新公民教育の研究



大正  
12.12.28  
内交

東京 目黒書店發兌



# 新公民教育の研究

## 目次

第一章 輓近公民教育の主張	一
第一節 國家社會生活の新體驗	一
第二節 社會思想と新公民教育の勃興	六
第三節 獨逸の新憲法と教育革命	一八
第四節 現代の國家と新公民教育	二四
第二章 公民教育概念の進化と公民教育論の展開	三一
第一節 公民教育の語義	三一
第二節 公民の語義	三四
第三節 公民概念の進化	四三



第四節 團體觀念の進化……………四六

第五節 理想的公民……………五〇

第六節 公民教育論の進展……………五三

第七節 大戰後の公民教育論……………五九

**第三章 公民教育眞義……………六二**

第一節 公民教育概念の比較研究……………六二

第二節 公民教育の眞諦……………六七

第三節 小學校に於ける公民教育の職能……………七二

第四節 公民教育と國民教育……………七六

**第四章 公民教育の論據……………八二**

第一節 デモクラシーと人格觀……………八二

第二節 新國家觀……………八五

第三節 新社會觀……………九〇

第四節 新國際觀……………九五

第五節 立憲自治の精神……………一〇三

第六節 兒童の公民性……………一一三

**第五章 國民道德と公民道德……………一二九**

第一節 本務の對象……………一二九

第二節 個人道德……………一二〇

第三節 國民道德……………一二一

第四節 公民道德……………一二四

**第六章 小學校に於ける公民教育の目的……………一三一**

第一節 小學校教育の本質と使命……………一三一

第二節 小學校に於ける公民的陶冶……………一三五

第三節 小學校に於ける公民教育綱領……………一三九



第七章 小學校公民教育の方法

第一節 小學校公民教育の範圍……………一四二

第二節 公民教育の機關……………一四三

第三節 公民教育の方法……………一五七

第四節 公民的教授……………一六二

第五節 公民的訓練……………一八五

第八章 公民教育と各科教授

第一節 修身科と公民的陶冶……………一九〇

第二節 國語科と公民的陶冶……………二二三

第三節 國史科と公民的陶冶……………二三二

第四節 地理科及び郷土科と公民的陶冶……………二四二

第五節 算術科と公民的陶冶……………二五〇

第六節 理科と公民的陶冶……………二五四

第七節 技能科と公民的陶冶……………二六〇

第八節 實業科と公民的陶冶……………二六六

第九章 兒童生活の進展と公民訓練

第一節 生活の意義……………二七四

第二節 生活の種類……………二七六

第三節 教育論の瞥見……………二七七

第四節 兒童生活の進展……………二八二

第五節 兒童の家庭生活……………二八八

第六節 兒童の郷土生活……………二九五

第七節 兒童の學校生活……………三〇二

第八節 兒童の社會生活……………三一〇

第九節 職業生活……………三一一



第十節 自治體生活……………三一九

第十一節 國家生活……………三二四

第十二節 國際生活……………三二六

**第十章 尋常小學校と公民教育……………三三〇**

第一節 義務教育の本旨……………三三〇

第二節 教育上の缺陷……………三三一

第三節 尋常小學校に於ける公民的陶冶の方針……………三三三

第四節 尋常小學校教科書中の公民教材……………三三五

第五節 尋常小學校に於ける公民訓練……………三三五

第六節 米國に於ける公民教材の例……………三三六

第七節 佛國に於ける公民教材の例……………三三八

**第十一章 高等小學校と公民教育……………三五二**

第一節 高等小學校の地位、現状……………三五二

第二節 高等小學校に於ける公民教育の方法……………三五九

第三節 高等小學校に於ける公民科特設問題……………三六〇

第四節 附帶教授による公民教授……………三六二

第五節 公民科による公民教授……………三八六

第六節 學校生活の公民化……………三九二

**第十二章 公民的教材……………四一二**

**第十三章 公民教育と法制經濟科……………四一七**

**第十四章 公民教育と補習教育……………四二一**

**第十五章 公民教育と社會教育……………四二七**

第一節 少年團……………四二八

第二節 少年赤十字社……………四三五

第三節 青年團……………四三五



第四節 處女會…………… 四四〇

第十六章 歐米に於ける公民教育の概要…………… 四四三

第十七章 教師の公民的修養…………… 四四九

目次終

# 新公民教育の研究

鹿兒島登左著

## 第一章 輓近公民教育の主張

### 第一節 國家社會生活の新體驗

#### 一、戦後の社會思想

世界大戰の勃發する前から、所謂社會主義の思想が大分根強く喰入つて來て、國家主義や帝國主義等のやうな國家社會生活本位の思想に對峙して、挑戰的態度を取つたが、大戰の爲に一時其の聲を潜めてゐた。然るに、世界大戰の終熄と共に、國家社會組織の改造思想の解放の叫びが、實際運動として、猛烈な勢を以て擡頭して、無政府共產主義の思想は、各方面に、色々な形を以て、現はれて來たのである。

又一面には、人類愛の立場から、自由平等、四海同胞、非戰平和の世界主義、國際的觀



念が新しい勢を以て、理想の域より漸次具體化して來た。

此の二つの傾向は、共に極端な思想であつて、國境を撤廢し、國家生活を否定しようとするものである。國民的精神、民族思想を、偏狹固陋の思想となす點に於て、一致してゐるといつてよい。

獨逸帝國の滅亡、埃匈國の分裂、露西亞帝國の瓦解は、言ふ迄もなく前者の到達點であり、國際聯盟の成立、國際的精神の力説、人道主義の強調されるのは、後者の穩和な顯現に外ならないと思はれる。

けれども、以上の二つの傾向の何れに付て考へても、此の永い間の世界大戰の苦しい體驗に依つて、結局落ち付く處は、個人としても、國民としても、將又世界人としても、生命の保障、生活の安定、福利の増進、文化の向上は、健全なる國家社會の秩序の維持・存續に基かなければならないといふことが、體得せらるゝに至つた。而して此の國家社會の秩序の維持・安定と、文化の向上とは、國民たる各自が、銘々勝手に、其の利己的慾求を強要することがなく、常に公共の一員、社會の一成員、團體の一分子といふ考へを以て、快く私利私慾を抑制し、其の所屬の社會國家の制度規律に服従

し、遵由し、團體公共の爲に、奉仕的精神、犧牲的態度、貢獻的行動を、注がなければならぬといふことを、國家社會自身も感じたが、各個人も亦之を確信するやうになつた。茲に健全なる國民主義の思想を見ることが出来るのである。

## 二、個人我と普遍我

以上の三大傾向に付て、健全なる解釋を與ふるには、個人と社會團體との關係、國民と國家との關係を正しく理解することが最も大切である。即ち個人我對普遍我の關係の、正しき理解が、其の根本となるものである。元來個人と社會團體、國家と國民との關係は、之を十分に體得すれば、極めて明瞭なものであるけれども、中々デリケートなものであるから、動もすると誤解され、曲解される虞があつて、古來思想界の懸案とも見ることが出来る。

個人と社會團體、國民と國家との關係は、依・繫・的・有・機・的・相・即・的のものであつて、互に相俟て實現し發展し、向上し、強盛を致すものであるけれども、往々にして却て反對に解され易いものである。吾々はどうしても、國家社會の團體の中で、國家社會といふ團體の力を藉りて、國家社會の目的と、調和しつゝ、初めて自己の目的を實現



することが出来るものである。國家を離れ、社會を超越しては、吾々には生存の意義も、可能性も存しない。吾々のあらゆる生活も、國家社會の内に於てのみ、價値を認められる。政治も、法律も、道德も、經濟も、藝術も、宗教も、科學も、乃至は我が教育其物も國家社會生活上の現象であり事實である。個人生活の擴充發展、向上は、抽象的のものでなく、或る社會、或る國家の、具體的事實である。

此の社會對個人、國家對國民の相即不離、一而不二の原理を、十分に理解するならば、人類の一員、社會の一成員、國家の一分子たる一個の存在物は、決して單純なる一個の存在物ではないといふことが、明になるであらう。茲に社會連帶の責任感を生ずるわけである。

近時特に、公民教育の主張せられる所以の動機は、切言すれば、即ち此の點に存するといつてよいと思ふ。個人として、國民として、將た社會の一員として、身體的にも、知能にも、德操にも、十分なる發展擴充を圖ることによつて、個人の満足福利の享有と同時に、社會國家全體の、共存共榮共樂の妙境を味ひ得る、普遍化した國家社會の成員を作らうとするのが、其の主眼であると考へることが出来る。

かゝる見解は、嘗て百年前獨逸に於て、佛國の蹂躪を恢復する爲に、フオンシュタインとフイヒテの畫策によつて、(一)社會民主主義の下に、下層労働者階級に、國家的思想を鼓吹し、(二)政治に冷淡な上流人士を、覺醒させようとしたのと、其の動機に於ては、雲泥の差があるけれども、社會と個人、國家と國民との共同發展策としては、其の趨歸を一にすると見ることが出来る。

### 三、歐米に於ける國家社會生活の危機

歐米に於ては、最近二世紀の間に於て都市の膨脹農村の衰頹に伴つて身體的缺陷を顯著ならしめ、社會道義の頹廢となり、健全なる中産階級の減少を來して、社會生活に不安を感ぜしめ、國民思想の變遷、特に民主主義の惡化に従つて、所謂階級戰爭は、益々險惡を告げるに至つた。こんな對內的の困難な事情の頻發するに加ふるに、對外的には、世界經濟戰は愈々激甚となり、國際間に於ける政治的關係は、多々益々複雑多端となりつゝあるのが、現状である。社會の有識者、先覺者、國家の爲政者、經世家は、等しく其の對策につき、救濟法に關し、腦漿を絞りつゝあるわけである。

茲に於て國家社會は、政治に教育に如何なる方針を以て臨まねばならないかは



自ら明である。即ち社會の一員として、國民として、公民として其の所屬の國家社會を健實に繁榮させ、發展向上させるだけの、善○良○有○爲○有○能○の○社○會○的○人○格○を教養するの外はないのである。かやうに國家社會の基礎を、教育に依つて築き上げて磐石の如き安泰を保全しようとする企てが、公民としての教育の最大の動機である。今や國家の眞の富強を圖るにも、社會の不安を根絶させるにも教育ある人士に對してのみ、之を庶幾することが出来るものである。而して教育ある人士といふのは、其の徳操に於て健全であり、知能に於て有爲であり、品格ある個人の、社會人として、國民として、且つ公民として、陶冶せられた人の謂である。かやうな人格者の自覺的奉仕によつて、此の多難な、對內的對外的立場を、自ら解決するより外には、方法が見付からないものである。之れが戦時から戦後にかけて、莫大な犠牲を拂つて得た體驗の結論である。

## 第二節 社會思想と新公民教育の勃興

社會思想の動搖は、大戰後の著しい現象である。國家に對する觀念、社會に對す

る考察は、解放的に轉廻されて、改造の要望は、あらゆる生活現象に於て見る事が出来る。寧ろそれが爲に、國家社會の根柢に不安を感じ、安寧秩序が、屢々危殆に頻するに至つた。政治に、法律に、道德に、經濟に、産業に、宗教に、藝術に此等の社會相は映出されてゐる。

これを我が國の現状に付て考へて見るも、此の世界の大潮流に洗はれざるを得ない境遇に立つた。昔は一度鎖國政策を取れば、太平の夢は何百年間も貪ることが出来た。島國根性と見られる國民性は、可なり長く確實に保有された。

けれども、今日では歐米の思想界の動搖、社會相の變現は、千波萬波絶間なく我が島國の四周に打ち寄せて来る。勿論其の中には、必ずしも忌むべきもの、警戒すべきもの、排斥すべきものばかりではない。放任してよいものあれば、歓迎すべきものもある。吸収し消化して、採長補短の資料となすべきものも澤山にある。然しながら、其の區別と批判とは、到底一般の民衆の力では出来るものではない。學者専門家の中にさへ、誤解者が出たり、かぶれる者が生ずる位である。無批判に如實に一足跳に模倣しようとするのが、民衆の常である。茲に危険性があり、不安を伴



ふものである。

八

次に現代の社會相を瞥見することにしよう。

### 一、一般思想及社會相の惡化

改造思想には長所も眞理も藏してゐるとは、多くの場合に肯定されるものである。傳統に反する思想だからといつて、惡化と速斷するのは、短見である。惡化か進化かは餘程慎重なる研究と批判を要する。然し乍ら現今の解放の要求、改造の思想には、少くとも反動に過ぐる傾向は確に認められる。從來の弊を改め、短所を指摘したいが爲に、其の總てを否定しようとかゝるものが多い。傳統の中に長所や美點や、永久不變の眞理の嚴存するのを認識する餘裕と雅量を有たない方が、寧ろ多いであらう。今日の改造思想にも、かやうに見らるゝ部面が可なり多い。改造する爲に不相當の代償と犠牲を拂ふのは考へ物ではあるまいか？ 精神生活を生命とする教育界、宗教界、藝術界に付て考へても、其の事實は多分に存してゐる。

### 二、政界の腐敗

政治は最も現實的な社會相である。それだけ最も世人の眼を惹き易い。然る

に今日外面に現るゝ、政界を冷靜に觀察するならば恐らく唾棄すべきものが、餘りに多いのに悲觀せざるを得ないであらう。其の眞相を知るに至つては、益々其の裏面の忌はしいのにあきれるであらう。如何にも、政治は力であるといふのが一面の眞理であらうが、然し政治上、力の過信は恐るべき無理が、反面に生じつゝあることを思はねばならない。中央政界に於ける政争の餘弊は、今や地方自治體にも喰込んでゐる。黨弊の及ぶ處、社會の各般に互つてゐる。選舉道德も立憲代議の本旨も、理想を距ることが餘りに、遠いのである。立憲の常道を高唱し、政治道德を力説してゐる者が、中々あやしいのであるから、廓清の實現は、眞に百年河清を待つゝの感がある。此等のことは、今日各種の法定の議會の狀況を見れば、思ひ半ばに過ぐるものがある。議會政治の信用が薄らぎ、直接行動に訴へようとする考への醸成されるのも、此處に基づくのである。

京都大學佐々木惣一博士は、此の事情を「政治と教育家」といふ題の下に次のやうに述べて居られる。

「教育家は大聲叱呼して理想を唱へ、忠君を説き、愛國を叫んで居る。而も政治家



は變節を敢てし議員は黨争に没頭し、普通社會は、脱税を圖り、投票を賣買しそれが却て世に生活するに便だとするならば、世人は自ら教育家の聲を聞き捨て、政治家や普通社會の行に従ひ行くであらう。我國現在の風教に付ては之を善導する教育家の努力が小と云ふよりも、之を害毒する政治の影響が餘りに大であると云ふのが公平である。世人が教育家のみを難するのは偏見である。而も今日では、教育家自身さへ、此の政治の教育的意義に付て、無頓着ではないかと思はれる。自棄か、無自覺か、何れにしても困つた現象である。

### 三、陪審法と普選問題

かやうな状態に彷徨して居ながら、普選問題も實現の機に達してゐる。陪審法に至つては、既に法律として發布せらるゝに至つた。公民的知見と訓練の乏しい民衆にこんな利權を與へ、負擔を頒つて果してどんな結果を持來すであらうかと考へるのは必ずしも一部の悲觀論者の杞憂のみには止らないのである。如何に教育者が非常識と呼ばれ政治に冷淡と罵られてゐてもこんな場合に經世家の意氣と愛國者の氣概とを以て我が教育の力を以て公民的知見の教養と公民的訓練

を吾等の一大使命として起たない者は國民教育者として餘りに無責任無氣力といはざるを得ない。

### 四、學童に對する思想影響の調査と公民教育の計畫

以上述べた様な事情に付て文部省でも少からず憂慮し、何とかして此の現状を救済しなければならぬ立場になつたのである。そこで文部省では、先年來其の考察の基礎となる材料を得る爲に、各府縣に照會して其の小中學校に付て生徒兒童が思想と社會相にどれだけ影響せられて居るかといふことを調査したのである。今其の結果を參考の爲に記して見ると

#### ◎弊害となるべきもの

#### 一、個人主義思想が瀾漫した結果自然に影響されたと認むべき事項

- イ、何事も自己中心的に考へる傾向の増加
- ロ、長上に對する服從敬愛の念の減少
- ハ、一般に神佛乃至偉人に對する崇拜の念が乏しくなつた事
- ニ、敬虔の念が薄くなつた事
- ホ、敬神崇祖の美風が薄らいだ事



二、物質主義利己主義に影響されて居ると認めらるゝ事項

- イ、學用品の高價なものを好み且之を濫費する傾向が甚しくなつた事
- ロ、將來の志望は金儲事業が多い事
- ハ、崇拜人物が實業方面に多く精神的方面に比較的少ない事
- ニ、服裝其の他奢侈浪費の傾向ある事
- ホ、勤勞を厭ひ勤勉と努力を厭ふ風がある事
- ヘ、社會奉仕の觀念薄く公共事業に就ても報酬如何に依つて勤勞する傾向ある事

三、自由思想に影響されて居ると認めらるゝ事項

- イ、不規律を好み放肆となり勤直の念を缺くの傾きがある事
- ロ、義務よりも權利を主張する事
- ハ、著しく個人的となり奉仕の念薄く公共物愛護の精神が弱くなつた事
- ニ、自己の欲する所をなし、言はんと欲する所を言はゞ時勢に適應するが如く誤解する者ある事
- ホ、公共心の缺乏團體的義務心薄らげる事
- ヘ、附和雷同する事
- ト、批評的野次的氣分多くなつた事

◎有益と見るべきもの

四、時代思想の影響に依り却つて善良なりと認めらるゝ事項

- イ、智識慾の増進、讀書を好む傾向ある事
- ロ、理想的思想の發達した事
- ハ、學習の態度は自學自習の傾向ある事
- ニ、體育を重んずる風習増大した事
- ホ、國家的國民的自覺が高まつた事

全體を通じて概して小學兒童は其の思想及び行爲に於て時代の影響の特に著しいものを認めないが、中等學校男女共生徒には可なり其の影響が著しいやうに見える。而も其の良い影響よりも概して悪影響の方がより多く現はれてゐるといふのである。

そこで文部省では愈々昨年來公民教育の必要を自覺して、其の調査立案を急ぐ事になつた。其の第一着手として、實業補習學校に於ける公民教育調査會を設けて着々其の研究調査を進め、今や文部當局學者教育家並實業家等二十三名の知名の委員に依つて審査中である。



◎實業補習學校公民教育調査會規定

- 第一條 公民教育調査委員會は實業補習學校における公民教育に関する事項を調査す
- 第二條 公民教育調査委員會は委員長一人及委員廿五名以内を以て之を組織す  
前項定員の外必要ある場合においては臨時委員を置くことを得
- 第三條 委員長は會務を總理し調査の結果を文部大臣に具申す委員長事故あるときは文部大臣の指名したる委員其の職務を代理す
- 第四條 委員長は會議において意見を陳述し可否の數に加はることを得
- 第五條 公民教育調査委員會の議事に關する規則は大正九年七月二十日文部省訓令第四四〇號教科書調査會議事規則を準用す
- 第六條 公民教育調査委員會に幹事を置く幹事は委員長の指揮を承け庶務を處理す
- 第七條 公民教育調査委員會に書記を置く書記は委員長及び幹事の指揮を承け庶務に従事す

◎調査大綱

文部省内に起草委員を設けて調査方法の大綱を得たものが次の通りであつた。

一、家。

少年少女の家庭教育に關する教育であつて自分と父母兄弟の關係その他家庭に於ける自己の地位に關する正當なる理解力を養成する教育方法の調査

二、學校

學校に於ける自己の地位及び學校の組織等に關する理解力の養成方法の調査

三、郷土

郷土に於ける自己の地位、隣人の關係、家庭隣人との關係等に關する理解教育

四、社會

郷土から進んで更に社會に於ける自己の地位關係を理解せしむる教育調査

五、職業

労働の價值及び職業の尊き所以を知らしめ單に自己の生活資料を得る方便のみでなく一種の社會連帶責任觀念から生ずるものであるとの頭腦を養成する教育

六、自治體

自治體の一員としての自己を養成する教育であつてその立法行政等の正解力養成教育

七、國家

國家の國民としての地位を自覺せしめる教育

八、國際

國家の國民としての教育を進めて國際大社會の一員としての教育



◎實業補習學校公民科教授要目參考案

公民教育調査委員會第一回總會に於て、參考案として配されたものは次の様であつた。

(A) 都市用			(B) 農村用												
第一學年	一 我が家	二 戸主と家族	三 親子、親族	四 戸籍、相續	五 職 業	六 資本と勞力	七 物 價	八 一家の生計	九 計量と生活	一〇 衛 生	一一 保 險	一二 都市の教化	一三 教 育	一四 神社と寺院	一五 市町村の自治
第二學年	我が國家	天 皇	臣民と領土	立 憲 政 治	國務大臣樞密顧問	帝 國 議 會	中 央 行 政	國 法 政 治	司 法 裁 判 所	警 察	都 市 生 活	都 市 の 事 業	産 業 組 合 公 共 組 合	銀 行	會 社
第一學年	一 我が家	二 戸主と家族	三 親子、親族	四 戸籍、相續	五 職 業	六 土 地	七 資本と勞力	八 物 價	九 一家の生活	一〇 計量と生活	一一 衛 生	一二 保 險	一三 警 察	一四 農村の風紀	一五 我が郷土
第二學年	我が町村	町 村 の 自 治	議 員 選 舉	町 村 の 事 務	町 村 の 財 政	租 税	町 村 の 行 政	銀 行	會 社	産 業 組 合 農 會	地 主 と 小 作	教 育	神 社 と 寺 院	農 村 の 開 發	我 が 府 縣
第三學年	我が國家	天 皇	臣民と領土	立 憲 政 治	國務大臣樞密顧問	帝 國 議 會	中 央 行 政	國 法 政 治	司 法 裁 判 所	兵 役 と 國 防	國 交	交 通	殖 産 興 業	海 外 發 展	世界に於ける日本

一六 議員の選舉	殖 産 興 業
一七 市町村會	交 通
一八 市町村の事務	兵 役 と 國 防
一九 租 稅	國 交
二〇 市町村の財政	海 外 發 展
二一 我が府縣	世界に於ける日本

◎鎌田文相の挨拶

尙第一回總會に於て、鎌田文相のなした挨拶には、其の趣意が明に示されてゐる。文部省の意圖を忖度するに社會變動の激甚なる今日の狀態を改善する最良の方策として諸外國の例に多く見らるゝ公民教育を以て將來の國民教育の大半を占むべきものとの豫想の下に餘程の意氣込を以て臨んでゐるやうに見える。尤も此の計畫は先づ實業補習學校を當面の目標とし企てられたものであるが、將來は中等學校は勿論、小學校の教育にも乃至は成人の教育にも漸次に及ぼすつもりであると聞いてゐる。吾人は文部省の此の計畫の意氣の決しい徒爾に終らないやうに祈るものである。



### 第三節 獨逸の新憲法と教育革命

#### 一、獨逸の新憲法の精神

獨逸の新憲法は一九一九年の發布に係るもので社會民主黨の手によつて成つたものだけに各方面の改造思想が率直に具體化されたものと見ることが出来る。從來様々に要求された國家社會の改造的意見は大統領エーベルト氏の名に依つて思切つた解法を下された。而も國權の保障によつて此の改造には大なる確實性がある。教育に關する革新も同様である。

吾々は此の獨逸新憲法を一讀して怨嗟の的となつた獨逸が手の腹を反すやうに協調主義・平和主義・公民主義・立憲主義・文化主義に豹變したのに先づ一驚を喫せずには居られないのである。

先づ其の新憲法の前文に於て

獨逸國民ハ其ノ各民族相協同シ且自由ト正義トニ依リテ國家ヲ改造シ之ヲ鞏固ニシ國內及國外ノ平和ヲ保持シ及社會ノ進歩ヲ促サンコトヲ欲シ茲ニ之ヲ制定ス。

如何に戦前の獨逸の方針と相違がひどいかが窺はれる。

獨逸の新憲法は第一部第二部に別ち、第一部に獨逸國の構成及權限を詳述し、第二部に獨逸人民の基本權又基本義務を明かに規定してゐる。

就中吾々教育に付密接の關係を有する部分を抄記しよう

#### 第一、個人

一〇九、總テノ獨逸人民ハ法律ノ前ニ平等ナリ

男子及女子ハ原則トシテ公民トシテ同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ

出生又ハ身分ニ基ク公法上ノ特權又ハ不利益ハ之ヲ廢止ス、

#### 第二、共同生活

一一九、婚姻ハ家族生活及民族ノ保持及増殖ノ基礎ナルヲ以テ憲法ノ特別ノ保護ヲ受ク、

婚姻ハ男子ト女子トガ同等ノ權利ヲ有スルコトヲ基本トス

家族ノ純潔及健康ヲ保持シ、其社會的獎勵ヲ爲スコトハ國、邦、及公共團體ノ任務トス、

多數ノ兒童ヲ有スル家族ハ相當ノ扶助ヲ求ムル權利ヲ有ス、

産婦ハ國邦ノ保護及扶助ヲ求ムル權利ヲ有ス、

一二〇、子ヲ養育シテ其ノ精神及社會的能力ヲ完成セシムルコトハ兩親ノ最高ノ



義務ニシテ、且自然ノ權利ナリ  
 一四一、私生子ニ對シテモ法律ニヨリ其ノ肉體的、精神的、及社會的ノ發育ニ付納出  
 子ニ對スルト同一ノ條件ヲ有セシムベシ、

第三、教育及學校

一四二、藝術、學術、及其ノ教授ハ自由トス  
 國及邦ハ之ニ保護ヲ與ヘ且其發達ヲ助成ス  
 一四三、少年ヲ教育スル爲ニ公ノ營造物ヲ設立スルコトヲ要ス  
 其ノ設備ニ付テハ國邦及公共團體之ニ協力ス、  
 公立學校ノ教員ハ國邦ノ官吏タル權利ヲ有シ義務ヲ負フ  
 一四五、就學ハ之ヲ一般ノ義務トス就學義務ノ履行ハ八學年以上ヲ有スル小學校  
 及之ヲ終リタル後滿十八年ニ至ルマテ補習學校ニ修學スルコトヲ以テ原則  
 トス

小學校及補習學校ノ教育及學用品ハ無償トス、  
 一四六、公立學校制度ハ上下ノ連絡ヲ保持シテ之ヲ構成スベシ、  
 共通ノ國民教育ノ爲ニスル基礎學校ノ上ニ中等及高等ノ諸學校ヲ置ク此等  
 ノ學校ノ構成ハ各種ノ職業ノ需要ニ應ズルコトヲ以テ標準トナスベク兒童  
 ノ特定ノ學校ニ入學セシムルヤ否ヤハ專ラ兒童ノ性質及傾向ニ依リテ定ム  
 ベク其ノ兩親ノ經濟上及社會上ノ地位又ハ宗教上ノ信仰ニ依リ定ムベカラ

ズ、

私立ノ豫備學校ハ之ヲ廢止ス、

一四八、各學校ニ於テハ獨逸國民性及國際的協調ノ精神ヲ以テ道德的修養、公民ト  
 シテノ思想、人格、及専門的才能ノ完成ヲ努ムベシ。  
 公民教育及勞働教育ハ學校ノ教課ノ一部トス  
 各生徒が就學義務ヲ終了スルニ臨ミ之ニ憲法ノ印本ヲ附與ス。

第五、經濟生活

一五一、經濟生活ノ秩序ハ各人ヲシテ人間ニ價スベキ生活ヲ得シムルコトヲ目的  
 トシ正義ノ原則ニ適合スルコトヲ要ス、  
 各人ノ經濟上ノ自由ハ此ノ限界内ニ於テ保障セララル。  
 一五七、勞働力ハ國ノ特別ノ保護ヲ享ク  
 國ハ統一的ノ勞働法ヲ定ム

一九一九、八、一、シエツワルuppアルグにて大統領エーベルト

之を以て明なやうに獨逸の新教育の目的は實に國民性の教養と國際的協調の  
 精神の調和の上に

道德的修養

公民としての思想、人格、及び



## 専門的材能

の完成に努むるのを目的としてゐる。即ち新公民としての教養、公民的性格、材能の陶冶を以て労働教育の最大の使命としてゐることがわかる。而して公民教育を以て労働教育と相俟つて学校教育に於ける二大眼目としてゐることは吾々の大いに参考とすべき點であると思ふ。社會國家に於て眞面目に働かうといふ精神と、之に伴ふ相當の堪能を修得することが教育の實際的目的である。各生徒が就學義務を終了するに臨んで之に憲法の印本を興ふるの規定も新しい試みではあるが、それは寧ろ形式上の事であり、枝葉の問題であるといつてよい。其の根本精神が、公民的性格の陶冶、公民性の訓練に存することを、吾々は見逃してはならないと思ふのである。

## 二、舊國家主義の教育

近世百年間の獨逸の勃興を促したものは其の國家主義であり、又今次の世界戦争に於ける非常なる惨敗、孤立も同じく國家主義の招いたものであるとは、論者の等しく唱ふる定評である。

而して此の在來の國家主義はヘーゲルによつて完成された所謂獨逸至上主義の禍した處のものである。今其の所謂を窺ふに、國家は凡ての社會組織の最高統一體で法制的、經濟的、教育的の一切の社會組織は國家によつて初めて統一され完成されるものである。國家は一の存在の根源であり、一切の權利の創造者である。一切を包含するもの、地上に於ける最高の權力である。且つ道德觀念の權化であり、神の意志であり、地上の神である。個人的又は社會的自由は凡て國家に依て其の存在を完うされるものである。愛國心は、實に個人の利害が國家の利害の中に包含保存せられると考へる處から必然に湧くものである。個人の自由は徹頭徹尾國家の認容に依つて存立し完成されるものと見なければならぬ。従つて個人は國家に於て初めて完全な自己實現を成就し得るわけである。

かやうなわけであるから、教育を以て國家の主要な職能とし、獨逸の革新は國家主義の教育に依つてのみ達成せらるべきものと斷じ、個人が若し國家の制度及法律の訓練に服従しなければ、主我的、非合理的の人間となり、性慾と環境の奴隸となるに至ると、フイヒテと共に絶叫したのである。



こんな國家哲學によつて建設せられた獨逸の教育及び獨逸帝國は、實に國家至上主義、獨逸主義を露骨に極端に徹底せしむるに至つた。而して所謂軍國主義となり、帝國主義となり、排他的獨逸主義となり、國家的利己主義となつて世界戰爭の精神的源泉を醸成したのである。

### 三、國民教育の改造

然るに獨逸が一度大戰に於て慘敗するや、此の慘敗を以て上述のやうな國家哲學の禍する所であると考へて、從來の軍國主義に基く國民教育、——國家的利己主義の荊冠を擲つて正義、公正、協調を標榜する公民教育に革命するに至つた。戰前よりの國家利己主義的な獨逸流の國民教育は國策の革命と共に軍國主義同様放棄されて、公民教育といふ一新生面を開いたものである。そこで正義、公正の根本觀念に出發して自由平等の思想に着色され、社會連帶、共榮の理に立脚する新公民教育は、戰後教育の一特色として力説され既に實現されつゝあるのである。

## 第四節 現代の國家と新公民教育

### 一、舊國家思想

國家哲學の思想の變遷は前にも一言した。ギリシヤ哲學者の國家說や獨逸流の國家觀のやうに、國家を以て最高最強の表現者であり、道德觀念の權化と見るものもあればキリスト教流に神聖國家を理想とするものもある。

又國家を以て有機體的發達の一大社會と見る説もある。併し何れも國家と其の構成要素たる國民との關係の見地に不都合な點があつた。國家といふ團體其物を至上の權威として其の要素たる國民を機械視し、方便視するものが多かつた。國家の爲には國民は全然無視され犠牲化された。其處に舊式の國家說といはれる缺點が存在する。

### 二、新國家思想

然るに現代に於てこんな國家說では國民を害ひ其の發達を沮止する。延ては國家それ自身の發展隆昌にも不利益であるといふ所以が説かれるやうになつた。近代の國家の解釋によれば、國家は個人の結合し且統制されたものと観るのであるから、國家は其の構成要素たる國民の知識、才能、德操の精神的方面と、身體方面



の十分なる發達を圖るべきもので、之れ國民の當然の要求であると共に、國家自身も亦かゝる國民に依て維持せられ、向上せられ、發揚せられると考へるのである。個人の心身の十分なる擴充向上を尊重する處に新國家思想の特色が認められる。

### 三、新國家思想と公民教育

以上のやうな見地に立つものであるから、新公民教育に於ては、國民各自の多方的擴充向上を第一の使命と考へる、さうして其の擴充した國民各自の滿腔の獻身的奉仕に依て自發的に國家社會の使命を遂行しようと期待するものである。

従つて公民教育に於ては人間を陶冶して社會的國家的人間的奉仕をさせようとするものである。故に戦後の學校では其の社會的人間的國家的奉仕をさせる爲に二個の大なる徳性の陶冶を強調すると言ふ者がある。即ち其の一は、道徳的勇氣であり、其の二は獻身的親愛である。此の二徳は公民としての基本的道德であり、此の基本的陶冶を行ふのが現代學校の眞の事業であると見る者もある。

而して近代の國家が眞の公民的精神の實現を目的とするならば、狹隘な古來の國家主義的感情を放棄しなければならぬ、國家が個人をして心身を傾倒して其

の公民の義務を完了し遂行させようとするならば、國家は先づ個人の自由を拘束することなく、個人の人格を自由に且つ十分に發展せしめ社會の秩序を整正させなければならぬ。偏狹低級なる排外的國家主義を放擲し、公正なる國家觀念、高級なる國家主義によつて團體生活の爲の統一原理を求め、此の唯一の原理である公民主義の完成と徹底を考慮しなければならぬ。換言すればかゝる徹底的國家主義、純眞なる國家主義は、實に公正と統制と奉仕とを原理とする自治協同主義の公民主義に依て初めて無限に興隆すべき可能性を有すると言ふ事が出来る。彼の獨逸のウイゼ博士は此の間の消息を説明して、

在來の固陋偏狹な國民教育の打破

新來の自由公正な公民教育の建設

を呼號して、今日尙獨逸人の政治的知識國家的精神は餘りに貧弱にして偏狹である。之を救済するには自他の國家社會を主觀的でなく客觀的に考察し世界の形勢を具體的事實に基いて客觀的に批判するやうに教へねばならないと言ふのである。其の改良策としては、



(1) 實際的方法としては、各國民が廣く世界的交通商業を營み相互に誘掖輔導すること

(2) 精神的方法としては、各人眼を開いて視心を空しうして聴き、廣き經驗の野に立つて正しく社會を測定すること、である。此の意味に於て在來の國民教育は改造されねばならないと見てゐるのは、公民教育を極めて廣い立場に於て論ずるものであつて、之によつて新國家の自覺要求を満たしつゝ、世界國際間の協調的態度にも合するものであるといつてよい。

以上述べたやうな大勢であるから之に順應すべき將來の國家主義——純眞公正なる國民主義の教育は、内に於ては國民各自の尊嚴と個性の伸張を圖り、十分責任を感じ、且つ創意に富める人たらしむるに努め、外に於ては克く各國の國民文化を尊重し其向上の爲に採長補短の雅量と進取的態度を抱かしめ國際的には協調共榮を保ちつゝ、十分に自國の發展と自國文化の世界的貢獻を心掛けるやうに向はねばならないと思ふのである。

以上の精神は之と言葉は異なるけれども、我が國に於て自治第一義を以て治道の要とされてゐる後藤子爵の自治の精神の作興に關する意見と同工異曲であると思ふ。

但し之は治者たり指導者の立場からの立論で、對內的の考へが主となつてゐる。曰く、

「治道の要は、國民の精神的生活を豊富充實健全にすることが其の一で、國民の物質的生活を豊富向上改善することが其の二である。而して民心を統一し、國家主一の目的に向つて國民の全智全能全力を集注し、國家の進運をして駸々乎として盡きず淀まざらしむべく、國家的理想國民的信條を樹立することが其の三でなければならぬ。此の第一第二の目的を達する上に於て自治の必要なることは、最早繰返す必要はない。國家的理想國民的信條なるものも其れが國民の各種生活の痛切なる經驗より湧き出たものでなければ、之によつて民心を鼓舞し維持することが出來ぬのは改めて言ふ迄もない。内に此の自治的精神の作興ありてこそ外に國家の發展ありて國際的にも成功を遂げ得るのである。自治第一義是れ現代



生活の壓迫より漏れ出づる處の共同的叫びである云々。」

## 第二章 公民教育概念の進化と公民

### 教育論の展開

#### 第一節 公民教育の語義

以上の叙説によつて私は戦後教育の實際的歸趨は、國民教育より、公民教育への進展であることを明にしたつもりである。之は獨り獨逸の教育界のみに付ての現象ではない。英米に於ても、又佛國に於ても同様な歸結に到達しつゝあるやうである。

私は順序として次に公民教育の概念を究明して現在の公民教育論の目ざしてゐる領域を定めたいと思ふ。

公民教育を其の語義の上より穿鑿する時には廣狹の二義がある。

#### 一、廣義の公民教育

廣義の公民教育も亦之を次の二様に考へることが出来る。



## (A) 対象上より見て

公民を教育すること即ち公民の受くべき教育であるといふのである。此の意味に於ては少くとも青年以上の教育であつて、成人教育(アダルトエデュケーション)とか社会民衆の教育或は民育等を指す場合が多いのである。

## (B) 目的上より見て

善良有爲の公民たらしむる教育、即ち公民化せしむる爲の教育を指すものである。此の意味に於ては教授及訓練を以て兒童少年青年を近代立憲自治國の善良有爲の公民たらしむる目的を以て陶冶を施すものである。義務教育は此の意味の公民教育であるといふことが出来る。

## 二、狭義の公民教育

狭義に解する公民教育は、何れも公民的思想感情精神を涵養しようとする教育ではあるけれども、其の動機に依て其主眼とする處が自ら異なるものである。即ち

## (A) 立憲的教育

大正政變當時の政界に於ける非立憲的言語行動を匡救し堅實なる政治的知見

を涵養し政治的節操の確な性格を陶冶する爲に必要とした一面の主張であつた。今日多少異つた意味で尙此の立憲的教育を唱へてゐるものがないでもない。

## (B) 法制教育

立憲自治制度の理解の爲に法制的知識を興へようとする企である。我が國憲法布かれて三十有餘年になるけれども、憲政の進歩、自治制度の發達は如何にも見るべきものがないのを慨いて現代國家生活の理解と國民の權利義務の履行を要求する處より生じたものである。けれども佛國に於ける公民教育が法制的知識の修得に偏するの譏を受け豫想の如き效果の擧らないと同様に此の意味に於ける公民教育も亦偏知的だとの非難を受けたものである。

## (C) 政治教育

政界の腐敗に伴つて政治教育を必要とする處から自然に公民教育の叫ばれるもので、議員生活に終始したやうな政界の名士の口から叫ばれるものが多い故大隈侯や高田早苗、尾崎行雄、犬養毅等の諸名士が政治の匡救、向上の爲に政治教育を施さねばならないと要望したのはそれである。



此等の特殊の意味を有する公民教育は動機が明瞭であるだけ其の内容は判然としてゐるけれども私の述べようとする公民教育の概念とは其の内包に於ても外延に於ても可なりの懸隔があるのである。

現今の公民教育は決してかやうに局部的のものでも亦偏知的のものでもないことは後に明にするわけである。

## 第二節 公民の語義

公民教育といふ言葉の中には、前述の様な各種の意味を有するのであるが何れにしても「公民」といひ、「公民的」といひ、「公民化」といひ、「公民的精神」といひ、「公民的性格」といふ其の公民といふ語の意義と内容が明瞭にならなければ、公民教育其物の意義内容も自ら多義曖昧になるわけである。それで次に公民といふ語の觀念を明にしよう。

今日我國に於て公民といふ言葉を使ふ場合に大體四種の區別が認められる而して其の用例は何れが正しいといふ譯にも行かないが、公民教育といふ場合には

自ら限定せられた用例がある。それで私は其の公民の觀念に付て次に比較研究を試み其の最も適切と信ずる意義及び内容を、質の方向から、定めて見たいと思ふ。

今日我が國に於て用ひられてゐる公民は、第一、天皇直接の臣民の義で人格者を意味し、第二、市町村制に於て法定の公民権を有する人民の義、第三、立憲政治の下に於ける國民の義、第四、自然人に對する社會人、公共的人格の義である。以下簡單に解説を加ふれば、

第一 天○皇○直○接○の○臣○民○の○義——人○格○を○認○め○ら○れ○た○人○民○

此の意義の公民は我が國體及國家の成立に伴つて、自然に生ずる觀念であつて、我が國に於ては古來國家成立の要素たる國民は即ち皆等しく天皇の臣民であり赤子であり、天皇直接の被治者でなければならぬ。此の意味に於ては中間的の階級も支配權もあり得ない筈である。今日社會の實際に付て考へて見ると形式上表面的の觀察に於て七千萬の我が同胞は皆陛下の赤子であり臣民であつて、人民を私有し支配するといふ意味は存在する餘地がない。

かゝる見地によれば今日の七千萬人は皆等しく國家の公民である。



けれども三千年間のこの永い間の歴史的事實としては少くとも上古の氏族制度と中古の七百年の武門政治といふ變態的狀態を現出したものである。従つて大化の改新と明治維新とによつて公民といふものが復活したものと見なければならぬ。

彼の氏族制度を改造して郡縣制度とした大化改新に於ては明に日本書紀に、大化改新に付いて、

停屯田及王臣部曲田莊皆公民公田。

といひ、且つ文武天皇以來御即位式の宣命文に

現御神止大八島國所知天皇大命良歴止詔大命乎。集待皇子等王臣百官等天下公民諸聞食詔。天下公民乎悲賜比撫賜幸止奈母隨神所思佐久止詔。

と申されるやうになつた。土地人民公民は公田といふ地位を確認され人格者としての取扱を受くるに至つたものである。

又武門政治を改造して王政復古、明治維新の大政を布き給ふた明治大帝は勿論四民平等人格重視の御趣意を以て等しく天皇の臣民、國家の公民と認め給ふた。

苟も我大日本帝國の領土内に住居を有する處の國籍上日本人たる以上は凡て日本國家の公民である。奴隸もなければ階級もないわけである。

此の意味に於ける公民の教育は恰も國民義務教育に相當するものであつて國民は等しく貴賤貧富の差別なく平等に六ヶ年の課程を修了する權利と義務を享有するものである。我が國にも公民教育を斯の如く義務教育と同義に解して居る人もある。

第二、市町村制に於て、公民權を有する人民の義——自治公民

我が現行市町村制によると其の市町村内の住民中一定の資格を有するものに對して公民としての特別の權利と義務を定めて居る。其の市町村公民は市町村の自治の中堅となり直接自營の任に當り或は間接に之を負擔するものである。市公民町村公民となる一定の資格は次の通りである。

- (1) 帝國臣民タルコト
- (2) 獨立ノ生計ヲ營ム男子ナルコト
- (3) 二十五年以上ノ男子ナルコト



- (4) 二年以上其市町村ノ住民タリ且市町村ノ負擔ヲ分任スルコト
- (5) 市町村内ニ於テ地租ヲ納メ若ハ直稅國稅年額二圓以上ヲ納ムルコト
- (6) 二年以下公費ノ救助ヲ受ケサルコト
- (7) 禁治產者準禁治產者及六年以上ノ懲役又ハ禁錮以上ノ制ニ處セラレタルコトナキコト

次に其の市公民及び町村公民の權利義務は次の通りである。

市町村公民ハ市町村ノ選舉ニ參與シ、市町村ノ名譽職ニ選舉セララル、ノ權利ヲ有シ、且ツ此等ノ名譽職ヲ擔任スルノ義務ヲ負フ。

市公民及び町村公民は實に市及び町村自治の中堅人物であることは前述の通りで自治團體自らの職責及び國家の事務の一端を共同して負擔するわけであるから市町村に於て公民としての識見を啓發し訓練を施すことは市町村自治制から見ても立憲國家の本質から考へても極めて必要なことである。

市町村立小學校や補習學校の直接の任務や動機が事實上此の點に存すると見るのも尤もなことである。

けれども今日の公民教育の概念は決してそんなに限定的のものではない、其の外延に於て今少しく廣汎に考へねばならないし其の内包に於ても只市町村の自治に必要な知見や訓練のみでは満足すべきものでない。即ち市町村公民は今日の新令によるも全國に於て僅に七千萬人中の七百五十萬人に過ぎない全人口の約一割強である吾々はこんな一種の階級的差別の公民の教育を以て所謂公民教育として満足することは出来ない。

### 第三、立憲政治の下に於ける國民の義——國家公民

明治二十二年二月十一日憲法發布せられて以來我が國は東洋唯一の立憲國と稱せられるやうになつた。

尤も立憲國といふには廣狹の異説があるそれは憲法の解釋によるものである。立憲國といふ以上は何れも憲法によつて國家の政法をなす國家の意義ではあるが其の憲法には成文法と不文法とある、若し不文法をも憲法と解するならば我が國の如きは明治二十二年の憲法發布を待たないで早く既に憲法政治は行はれたものと見るとも出来ないことはない。英國の如きは今日でも尙殆ど不文憲法に



依て多年の慣習に従つて彼の尨大な大英國は治められてゐる。それでも憲法政治の最先進國として自他共に認むる位である。

けれども此處では形式的の憲法法典即ち三權分立の精神によつて成れる成文憲法に於て人民の權利義務を保障し國權發動の形式を規定した國家を以て立憲國と解することにする。

そこで以上の様な意味の立憲國に於て其の憲法の條章を理解し其精神を發揮し實現するやうに主として法制的知識と自治的訓練とを與へようとするのが第三の公民教育論の目標である。

以上第二第三の立場に於ける公民教育は前第一の立場の公民教育が我が特殊の國體の擁護維持を眼目とするに比べて現代竝に將來に於ける我が國家の政體の完成實現に根據を有するものと見ることが出来る。

吾々日本國民は形式上に於て明治二十二年以來立法權に參與する所謂參政權(二部の有資格者に限定せられてはゐるが)を與へられ又明治二十一年以來地方自治行政の權利をも得てゐるのである。せめて此の一部の國民だけでも與へら

れたる此の公權を眞に活用し國民全體の福利増進と國民文化の向上とに貢獻させるやうにしたいといふことは吾々の切なる希望であり同時に責任であり使命であるとの自覺を有するものである従つてかやうな意味に於て公民的陶冶を行ふと思ふのは極めて時宜に適切な企てに相違ない。

然し更に一考する時は今日の公民教育は必ずしも國家のみの立場から考へることは概念の狹隘に陥らざるを得ないのである。此の點は次の主張によつて自ら明となるであらう。

#### 第四、自然人に對する社會公共人の義——社會公民

陶冶の理想に於て人を單純なる自然人として教養するか將又社會人社會公共の一員として教養するかの問題は既にルソーの自然主義の教育に於て最も露骨に率直に述べられ熱望せられた處である。ルソーの要望するやうな自然人は全く整數的單位の者で孤立した存在である。従つて他人との間に何等の關係交渉を有しない一個の人間である。人的環境を極端に否認しようとする。然るに社會人社會公共の一員、公民といふものは分數的單位のものであつて集合的團體的



の存在である。従つて常に周囲の他の人格との間に直接間接の何等かの關係交渉を有する、時に利害相反し時に提携扶助し、又時に相互に制裁し牽制する。感化刺戟を與へれば模倣を交換し、恩惠贈與を行ふこともある。自然人觀と社會人觀との何れが吾々の生活の眞理を捉へたものであるかは問はずして明である。實に吾々は其生。死に於ても存。在に於ても發。達に於ても乃至活動に於ても、獨在し孤立しての實在體であるとは不可能である。吾々は社會の一員として、なれば何等の意義も價值もない。もつと適切に云へば、現今では國家といふ一個の特殊の社會の一分子としてのみ吾々は生存し發達し活動し得るものである。それであるから、吾々は兒童少年少女をして、社會生活を理解せしめ、社會に於て又社會に依て、天稟の自我、人格を十分に實現するより外道はないと考へる。新しい公民教育の概念中に、此の社會的意義を強く包含するのは適切妥當な考であると思ふ。

此の意味に於ける公民教育を適切に示してゐるのは彼のニユーヨーク州立大學の公民科教授要旨である曰く、

兒童をして國家社會に於ける善良有爲なる公民たらしむる者には先づ社會共同生活に關する知識を與へ其の生活を理解し其の機關をよく活用し又其の發達の爲に活動貢獻し以て社會公共の生活を改善向上せしむるだけの智能を練磨し情意の陶冶をしなければならぬ。

故に廣い意味の學校の任務は兒童をして其の將來の幸福は社會的或は公民的徳を具ふることに依繋することを感知せしむるにある。最良の公民は此等の指導者としての知識と判斷力を有する人である。

以上の趣意が極めてよく現はれてゐるのに氣付くであらう。

### 第三節 公民觀念の進化

現在外國に於ても、我が國に於ても公民なる語の用例は以上の四種があることは明になつたと思ふ。次に之を歴史的に古代より如何に變遷したか其の進化の跡を研究することにする。

ヨーロッパに於ける公民の概念は永い歴史の間に色々の變遷を経てゐる今之



を概説することは公民教育の研究上必しも徒爾ではないと信ずる。

### 第一、古代の公民——自由民

古代ギリシヤに於ける教育は一種の公民教育であつた。

即ち公民のみの受け得る教育であつたギリシヤには約三十萬人の奴隷があつて之を支配すべき約一萬人足らずの自由民即ち市民には特殊の教養を必要とした。丁度我が徳川時代に、武士階級に一種特別の教養を必要としたのと同様である。當時はアリストートルの様な達識の大學者でさへ奴隷の教育を以て有害無益と見做したものである。プラトリーの國家教育論に於ても其の對象となつたものは自由市民のみであつたのである。

### 第二、中世の公民——神國公民

ヨーロッパの中世はキリスト教全盛の時期であつた、神國といつてもよろしからう。それが爲に教育も政治も經濟も藝術も科學も哲學も、あらゆる制度文物は皆キリスト教中心に解釋せられ組織せられた。従つて中世に於ける公民は全く神の子と同じであつた。神國に生活する公民であつた。神の國に於て聖書と教

會と、僧侶の支配の下に、神を信ずることの出来るやうに教育されるより外には一歩も出なかつた。

### 第三、近世の公民

近世に入つて政治産業學術等のあらゆる方面に激變を見たのに伴つて、公民の觀念も色々の方面に發展したものである。

(A) 世界公民 カントは十八世紀に於て、既に世界公民といふ極めて廣汎な内容を有するものに擴張した。國家の一成員といつたやうな局限された人間教育ではなくて、國家の境界を超越して廣く人類相愛の大理想に基いて世界人として、人類の一員としての人間的陶冶を目標としたものである。

(B) 國家公民 然るに十八世紀末から十九世紀初葉にかけて、國家主義思想の旺盛となるに伴ひ、國家構成の一要素として、富國強兵の一員として、忠良なる國民を養成するの必要に迫つた。愛國教育は國家主義教育の眼目と見られた。其れが最も明確に主張され且つ實現されたのが獨逸の國家主義の教育であつた。彼に於ては其の概念が遂に偏狹に解釋される様になつて、排他的國家主義、國家的利己主



義となり、軍國主義、獨逸至上主義と結合して、遂に世界大戦を誘發する動機にまで進展したものである。之は極端なる國家公民の弊害を現實に曝露した者である。

(C) 自治公民、社會公民

同じく國家的立場に於ても、社會的觀念と自治的精神を取入れて、國家公民を緩和したもののが社會公民、自治公民であつて、社會の一員、自治團體の一員としての公民といふ意味である。團體生活の一成員である處は、國家公民と同じで集團の意思を尊重し、共存共榮共樂の爲には犠牲と奉仕と貢獻とをも敢て惜まぬ性格の陶冶を意味するものである。

#### 第四節 團體觀念の進化

社會生活に於ては、小なる團體より順次大なる團體に向つて形成されて行く。原始社會に於ては種族が小團體の單位となつて、各孤立しながら強固な團體意識を以て結合されてゐる。それが即ち種族的團體であり種族的團體意識が極めて強烈である。種族的團體に於ては同族といふ觀念が最も強くして、同族の自存自

衛の爲には、全然一個人を犠牲に供しても、奉仕的行動を敢てするが、他の種族に對しては、之に反して極力鬭争的妨害的掠奪的の行動を取り、之を以て自己所屬の團體に對する最大なる忠實の態度と認めた。即ち對他<sup>c</sup>的には強烈な非社會に精神敵愾心のみ現はれたが、對内<sup>c</sup>的には熱烈な社會的精神が働いたものである。即ち社會連帶の精神相互依存の原則は對内<sup>c</sup>的のみ解されたものである。團體生活にも二重の法則が行はれたのである。

此の態度は國家といふ團體の對立の場合に於て、最も組織的に現はれ所謂愛國心として教養された處のものである。真田教授は雜誌小學校に於てシカゴ大學教授ポピット氏の所説を紹介して此の矛盾した態度を次の様に挙げられた。

自族に對して

他族に對して

互助・社會奉仕

損害破壊

公明

曖昧詭計

眞實・正直

詐欺・瞞着

忠實・服從

敵對・反抗



- |          |       |
|----------|-------|
| 謙遜       | 不遜    |
| 團體の意見に従ふ | 侮蔑抗争  |
| 禮儀       | 無禮    |
| 自制       | 放肆    |
| 溫和慈悲     | 無慈悲殘忍 |

而して此の態度は現在尙各種の小團體間にも頗る鮮明に示される場合が多い。労働組合と資本家側との争議に於て、労働者と資本家の行動は明に之を物語つてゐる。

政黨の間では自黨と反對黨との間には、往々にして國家以上の見地に於て支配される。又同業者の利益擁護の爲には、時に社會國家の利害は眼中にない場合がある。之は現代に於ける團體精神の進化の未だ過渡期に在ることを證明するものである。けれども此の傾向は原始状態より漸次進化し來つたものであるから推して將來を卜することも不可能ではない。

此の變遷に付て眞田教授の紹介される處は次の様な四つの時期に別つことが

出來るのである。

第一期 || 種族別小團體が狭小な地域に割據する時代。對内對外の二様の態度と道徳が最も明瞭に區別される、従つて此の時期の公民は此の二重の標準の下に行動し得るものでなければならない。

第二期 || 小團體が併合して國家組織となり國民といふ大集團となつた時代。やはり二重の標準が必要である。最近に至り漸次外國を敵視したり侮蔑したりするやうな念慮は薄らいでは來たが、自他によつて態度は同一ではない。良公民なるものは自國を愛する人なると共に、他の福利をも考へ、少くとも他を敵視するやうな考へを取去るの人でなければならぬ。又對他の關係に於ける愛國心を有するのみでなく、人類共存の大精神に基き一般民衆の幸福増進を念とするものでなければならぬ。

第三期 || 職分間に小集團を生じた時代。特に商工業の進歩發達の結果此の方面に此の現象は著しく現はれて居る。而して尙二重の標準態度は存在して居る。



第四期＝小集團は有機的に大集團となり、連帯を自覺し、獨立の小集團員も大集團に附屬し、其の一員たることを明瞭に意識する時代。

第三、四期に於ける良公民は其の視界を廣め襟度を大にして、凡て大集團の一員として社會的行動に出づることの出来る人でなければならぬといふのである。

### 第五節 理想的公民

#### 一、公民教育の目標

以上内外に於ける公民の概念を比較研究し、其の變遷進化の狀況を明にしたつもりである。茲に於て我が國現代に於て最も理想的な公民といふのは抑々如何なる要件を具備すべきものであるかといふ問題の焦點に到達した。

公民教育の理想が公民を作らうとするにあることは明であるから、其の公民教育の目標とする理想的公民の資格を、先づ究明して置くことは苟も公民教育を論ずるに當つての豫件となるものである。

處が此の問題は極めて至難である。只然し至難な問題ではあるけれども、其の大體でも、定めて置かねば公民教育の進むべき目當がないわけであるから、私の最も信頼する意見を借りて、之を假定するに止めることにする。

#### 二、理想的公民

私の考へる處を率直に言ふと、家庭・學校・郷土・社會・職業・自治體・國家・國際の生活に於て、克く自我人格の擴充と向上を圖ると共に、廣く社會國家の存續・發展・向上の爲に、貢獻し奉仕し國家といふ集團の中に共存・共榮・共働を實現するやうな精神と性格を具備する人を指して理想的公民と稱したのである。

此の精神は彼の米國勞働黨の聯合會長たるゴンパース氏の所謂「善良なる公民」といふ中に能く表現されてゐる。即ち

「善良なる公民とは自身の爲のみ圖らず同胞の幸福を念とし、社會の弊害を除き、不正を矯ず爲には犠牲をも惜まず、一般社會の向上の爲にはあらゆる努力を試み、此等の主張が自治體の制度は勿論、國家の法律ともなり、行政法ともなつて表はれるやうに全力を盡す人である。」といふのである。



### 三、理想的公民の具備すべき要件

我が國に於ける最も穩健なる教育學者森岡督學官は公民的人格の具備すべき資格に付て、多方面から考慮された結果を擧げて居られる。其の發表が稍々古いから現代の意見も果して此の通りであるか否かは不明であるが知能的方面・道德的方面・身體的方面の三方面から述べられてある。即ち

#### 公民的人格の具備すべき要件

##### 知能的方面

- (1) 國家ノ本質理想任務及政治ノ運用ニ關スル明確ナル理會及識見、
- (2) 國家ト個人トノ正シキ關係ノ觀念
- (3) 經濟的堪能

##### 道德的方面

- (1) 國家的熱誠、犧牲心
- (2) 責任觀忠實
- (3) 志操堅實、自制心

(4) 協同一致

(5) 勤勞心

身體的方面

(1) 無缺陷

(2) 健康

(3) 體力强壯

## 第六節 公民教育論の進展

### 一、近世の公民教育論

近世に入つてから公民教育は既に一言した様に國家公民としての教養であり社會公民自治公民としての陶冶である。國家社會に有用なる公民を養成するのが其の理想である。故に公民教育論は其の本質上社會的教育に屬し、而も國家的色彩の濃厚なるを其の特色としてゐる。

抑々公民教育論は十八世紀に於てステファニーに依て初めて組織的に論述せ



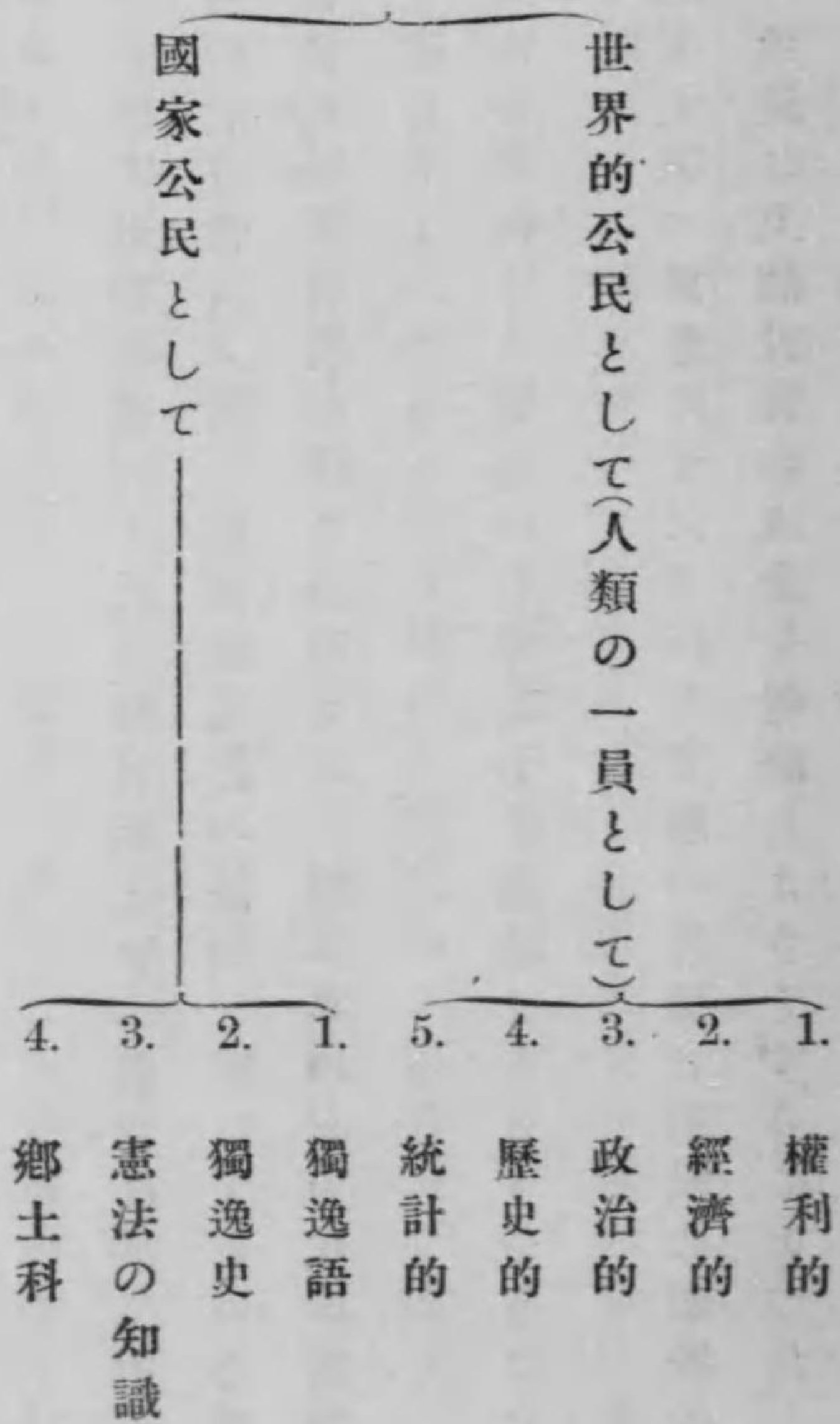
られた處である。それが獨逸に於てケルシエンシユタイナー一派の國家公民教育論となつて發展し方法論を具備するまでに整ふに至つた。今此等の重なる思想の特徴主張を瞥見することにしよう。

(A) ステファアニー

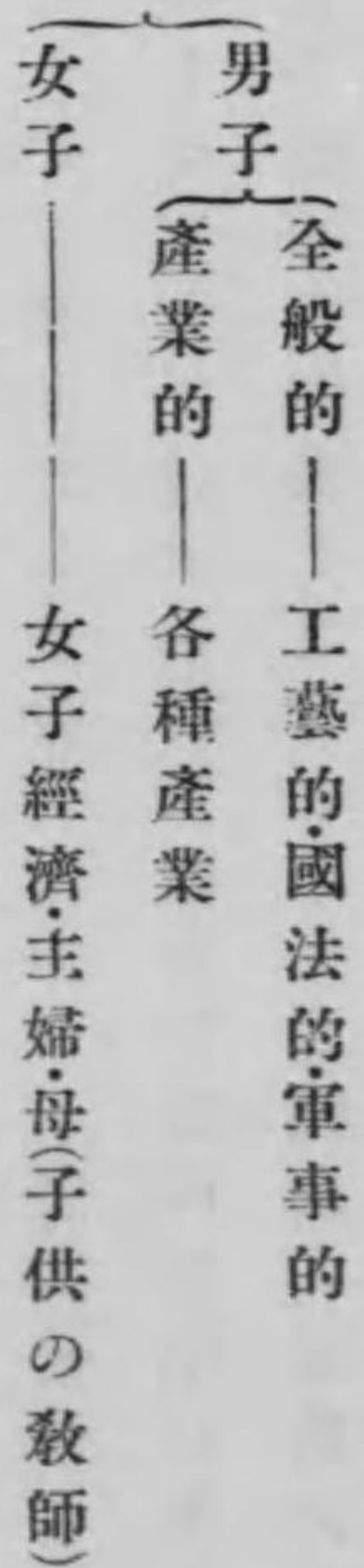
氏は其の國家教育學概論に於て一般の教育を二つの方向に別ち  
一、は人としての人の教育であり  
二、は公民としての人の教育であるとした。

此處に尙ルソー一派の自然主義的教育論の俤を存し啓蒙時代の理性主義や人道主義の傾向が根柢にはの見ゆるのである。

而して其後者の公民教育の目的は、人並に他人と共同生活を營む社會的の各種の關係の上に直接通用する處の知識及熟練を賦與するものであるといつてゐる。次に其の公民としての教育を更に一般的と特殊のとに別ち  
一般的の陶冶に於ては



特殊の陶冶に於ては



此のステファアニー氏が公民教育論を唱道した理由は、佛國革命といふ悲惨な國



家的災害を目撃して、到底對岸の火災視することが出来ないので、獨逸に於てもそれの勃發することを憂ひ、之を未發に防がうと考へたからである。それが爲には獨逸國民に對して、正しき權利義務の觀念を與へ、國家に對する知識、社會的精神、愛國心、共同一致の徳等を涵養しようといふ、愛國的の動機に出たものである。現時我が文部省に依つて公民教育の奨励される動機と共通の點が存するのが面白い。

(B) デルベルト

ヘルバルト派の教育學者たる氏は、社會科といふ名目に於て、主として歴史教授に依て社會の成立、性質、人類の社會的生活の法則を明にするの必要を述べた。

此の社會科は公民教育の出る過程として、將又其の有力なる誘導者として重要な位置を占むるものである。

次に一八八〇年代より獨逸に於て著しく論議せらるゝやうになつたが其の原因は

- (1) 社會民主主義の思想に充たされた下層の労働者階級に國家的思想を鼓吹し
- (2) 政治に冷淡な上流社會の人士を覺醒しようとするにあつた。之が代表者と

して次の三氏の所論の梗概を述べよう。

(C) ケルシエンシュタイナー

氏は先づ國家の目的を次の二であるとし、此の二大目的の爲に盡し得る公民を養成するのが教育の目的であると斷じてゐる。

- (1) 内外の敵に對し自己の存立を確保し國民の幸福に力を盡すこと
- (2) 自らを人文國家に進め延ては他の諸外國に影響して人道の發達に貢獻すること

従つて教育の二大任務は

- (1) 國家社會の成員たる個人をして國家の任務を十分理解せしむること
- (2) 個人の堪能を十分發展させ其の能に應じ國家の一員として自己の職責を十分盡すやうにすること

而して其の方法論としては、勤勞團體の組織を用ひ、手工科を中心とする團體的作業に依つて職業的堪能を得しむると共に、勤勉、忍耐、注意、自制、自己犠牲等の諸徳を養ふべきものと考へてゐる。



(D) リュールマン

氏は政治教育の必要を高唱し、獨逸人の政治に冷淡になつたのを罵倒し、ニイチエの個人主義の哲學の災害を説き、絶滅しようとする愛國心を再び獨逸國民の胸底に喚起するには政治教育の外に道はないと考へてゐる。

而して氏の政治教育の中心は、政治的思考力の訓練にあつて其の豫件として政治的知識を興へ、又政治的思考力の必要の結果として政治的意志を振起し、確信を以て國家に奉仕するやうしなければならぬと説くのである。

(E) リンデ

氏は後にも述べる様に完全なる公民の資格として(1)自己犠牲の精神(2)國家的精神(3)自己完成を擧げ、其の三者の相調和したものが初めて完全なる國家公民的精神を形成すると斷じ、其の方法論に於ては

- (1) 凡ての公共的事業に對する情操を養ひ
  - (2) 公民科の教授を施す
- ことを必要と述べてゐる。

### 第七節 大戰後の公民教育論

世界大戰以前に於ては公民教育論は、大要右の通りであつたが、今次の世界大戰は凡ての思想界に革命を齎らしたといはれてゐる。従つて戰前我が教育界の信仰であつた國家主義の教育、國民教育の上にも、多大な影響を見たのは當然である。國家主義の教育の一つである國家公民教育に就ても亦其の内容上改造の跡を見ることが出来るのである。

抑々國家主義の教育の特色は其長短共に劃一と能率を眼目とする點に存する。と見るものが多い。國家といふ特定の社會の富強を最高の目標とする處よりして、動もすれば個人を蔑視し一般社會や國際間の方面を度外視するやうになる虞がある。中島半次郎氏は此の國家主義教育の弊を擧げて

「往々兒童の個性を伸ばし其の自發的創意を啓發することを閑却して教權を重んじ國家の意志を代表する教師の權威を餘りに絶對視する弊に陥ることが多い。教授の上では誦誦を重んずる詰込主義となり、訓練の上では他律的に流れ



易い。又自國の尊嚴を鼓吹するの餘り極端なる愛國心を喚起することに努め、延て排他的又は軍國主義的態度に陥る弊がある。

自國の國民的文化を向上發展させようとする事は大いに結構であるけれども、其の爲に自國以外の文化を劣等視し所謂國家的自己主義に陥り、他の劣弱國は勿論、自國に優れる國家をさへ征服しようとする精神と利己的興味を惹起するに至ることがある。況や初めより侵畧的に他國を征服しようとする所謂軍國主義の非なることは言ふまでもない云々と述べられたのは至言である。

國家公民的教育も國家的色彩が極めて濃厚で、殊に戦前の獨逸に生れた思想であるだけに、前記の様な國家主義の陥り易い弊害に自ら陥る様なことがあるかも知れない。

茲に於て大戦後の國家公民教育に於ては、大いに其の内容を緩和することに努めたものである。個人を國家の機械視する様な譏は大いに改造せられて、自己完成は一つの要件と認められてゐる。又一般社會への奉仕貢献は勿論、廣く國際的情義の立場より人類共榮の精神をも加味することに決して吝心ではないやうに

なつた。かやうにして國家公民を中核とはするが、其の國家公民は個人として、個性の十分に完成されたものであり、社會人として、社會連帶の責任を自覺し集團の意思に服従し、社會に於て共存共榮共樂を享有しようとするものであり、更に人類の一員、世界人としては國際間に文化的貢献と、人道的態度とを失はない國際的思想性格を有するものである。かゝる自由公正なる公民性の教養は以て新公民教育のモットーとするのである。

要するに戦後の新公民教育論者の見解によれば、國家國民といふ根本觀念に出發はするけれども、正義公正の觀念と博愛人道の情義に立脚し、自由平等自律の思想に着色され、社會連帶相互依存の原則に統合せられた國家公民の教養を理想とするのである。更に切言すれば新國家觀新社會觀新國際觀と、人格觀念の上に立てられた國民教育が即ち我が新公民教育であるといふのである。



### 第三章 公民教育眞義

輓近公民教育の主張せらるゝに至つた所以と、公民教育の概念の漸次發展した  
経路は大體前述の通りである。又現在主張せられて居る新公民の立場も自ら明  
になつた事と思ふのである。

そこで本章に於ては更に私の信ずる公民教育の概念を分析的に研究して之を  
吾々の小學校に適用する場合に付ても熟考し、我が法令上の國民教育の本旨との  
交渉をも論述するつもりである。

#### 第一節 公民教育概念の比較研究

公民教育の概念を最も公正に研究するには各主張者の論旨を如實に聽くのが  
先決問題である。かやうにして公民教育の外延と内包とが洩れなく、且正鵠を失  
することなく吾々の前に展開されるのである。それには少しく古いけれども矢

張り國家公民教育の主唱者であるケルシエンシユタイナー氏の教育説から之を  
説くのが最も適切な方法であると考へる。

それでは私は次にケ氏以下内外に互つて八氏の公民教育の意義を蒐めて見た  
第一、ケルシエンシユタイナー氏

氏は其の獨得の國家公民教育の立場より公民教育は「個人をして國家の任務を  
十分に理解せしめ個人の堪能を十分に發達せしめ其の能に應じて國家の一員と  
して自己の職責を十分に盡すに至らしむる教育である」と云つて居る。

#### 第二、リンデ氏

完全なる公民を養成するのが公民教育であるとし其の完全なる公民を

- (1) 全體の爲に進んで個人を屈する自己犠牲の精神を有すること
- (2) 國家の強大ならんことを強く意識し
- (3) 其の手段として自己を十分完成せんと努力すること、の三方面に分析し、此

の三者の調和的に陶冶された處に完全なる國家公民的精神が形成せられるので  
あるから畢竟以上の三方面の調和的陶冶が即ち公民教育の任務となるわけであ



る。

### 第三、森岡督學官

我が國では最も早く公民教育の必要を説かれ、其の公民教育を次の様に定められて居る。即ち「國家公民教育又は公民教育は將來自治團體の爲に働き立憲政治の爲にすべき國民の個人的價値を大ならしめ積極的に進んで國家團體の爲に貢獻しようとする品性を陶冶するのをいふ」と云つて居られる。

### 第四、川本宇之助氏

氏は公民教育の専攻家であり、首唱者であるが公民教育を以て簡明に「善良有爲なる公民たらしむる爲の教育也」と斷じ、之を説明して、公民教育は教授訓練を以て兒童及び青年をして近代立憲國の善良有爲なる公民たらしむるのが、其の目的であるとしてゐる。而して其の善良有爲の公民の内容を次の四項に纏められた。

- (1) 國家に對する知識及道德の能率の大なる國民
- (2) 經濟的能率の高き公民

ヂュキ一の所謂公民的能率及善良なる公民性の高き公民に當る。

- (3) 身體の強壯なる公民
  - (4) 精神的文化の享有と發達とに盡す公民
- のそれである。

### 第五、關屋龍吉氏

氏は

- (1) 國家思想の涵養
- (2) 自治精神の鼓吹
- (3) 經濟觀念の養成
- (4) 海外發展の氣風の養成

の四件を以て公民教育の職能と説かれてゐる。

### 第六、山内督學官

米國に於けるシヴイクスの様なものが、我が國にも必要を感ずること、單に補習教育ばかりでなく、凡ての教育にも普及させたと述べ、殊に現在の修身科や法制經濟科を以て、満足することが出来ないから、社會人としての教養に必要な知識を與



へ、徳性能力を養ふ様に努めねばならないと云ひ

其の内容範囲に關し六ヶ條を擧げられてゐる。

- (1) 社會生活に關する理論
- (2) 社會共存の原理
- (3) 協同精神の涵養
- (4) 社會の機關制度
- (5) 政治經濟教化等の社會の作用
- (6) 社會の目的理想

第七、岡篤郎氏

氏は文部省實業補習教育主事の現職にあつて公民教育の發達に直接の責任を擔はれる人である。氏は所謂公民教育に三種の別があるといつて、第一政治的教育第二、經濟的知識の教授第三、政治、經濟、法制、道德の廣き教育の三種を擧げ、公民教育は其の政治、經濟、法制及び道德の廣き範圍に互つて、立憲帝國に於て行ふべき國民教育と解すべきものである。詳言すれば我が國の様な立憲政治の國に於て、一

個の國民(憲法上の臣民)として、獨立な社會的地位を占めて、國家の政務の一端に參與し、其の維持發展に對する重大なる責任を自覺して、克く此の國民の本分を荷ひ得る國民を養成することである」

との意見である。

第八、廣島高師三浦訓導

氏は公民教育を以て「立憲國民として正しき善き行動自治體の下に於ける正しき善き公民としての行動にまで兒童を指導すべき教育である」と述べ、更に公民教授に論及して、公民教授は公民教育の一部であつて、公民的知、即ち國家の體制、自治體及び其の運用の一般とか家族制に關する規定とか、經濟上の知識とかを教へ、懸て其の根柢に存する當爲を探究することによつて、善良なる立憲國民たらしめんとするの心を涵養するのが、目的であると詳述されてゐる。

第二節 公民教育の眞諦

公民教育の意義に付ては上述の如く色々の方面から考察せられてゐる。何れ



も大同小異の立論であり、言辭の上の多少の相違と見るのが至當であらう。何れを是とし何れを非とすることは、私の能く爲し得ない處であり、又今更之を爲すことは、格別有効なことでもないと考へる。何れを採つて見るとも、眞理を捕へ眞義を示してゐることは疑はない處である。只其の着眼點が、稍一方に偏してゐたり、又或方面を強調したりする様な形跡が窺はれないことはない。

そこで私の信ずる新公民教育の眼目を、大膽に提出して、其の内容を次に述ぶる様に解釋したいと考へるのである。私の見る處によると公民教育は、

「國家的生活社會的生活を理解させることを中心目的とし、國家と國民、國際と國家、團體と個人、社會と一員、公共と成員の連帶的、依存的關係に於て、共存共榮共樂を旨とし、自覺的に個人の向上、公共の安寧、國家の隆昌、社會の福利の爲に貢獻し、奉仕する性格と堪能を具備する個人を、國家社會公民として教養するにある」と云ひたいのである。

今此の意義に包含される諸觀念を尙簡單に説明すると

一、國家の特質地位及び體制を理解させること。——國民化

公民教育は勿論國家の公民を教育するのである。従つて公民教育は國家、生活に即することが、第一の要件とならなければならない。之は公民教育觀念の根本として忘るゝことの出来ない處である。

而して我が國の公民教育は、我が國家の公民たらしむる爲の教養であるから、先づ我が國家の特質と、現在に於ける世界的地位及び其の使命を正當に理解させることに努め、國家的偏見や利己的主張に陥ることを避けしむるやうに導かねばならない。而して更に現代國家の體制即ち體及政國體の運用に關する、理解と興味を喚起させ、其の擁護と完成とに盡させようとすることは、教育の根本義である。特に國民教育としての教養の最大の目標でなければならぬ。

二、社會團體生活を理解させること、即ち連帶的、依存的原則を理解した社會人を教養すること。——社會化

集團と其成員との關係を正解することは、社會生活の進歩の必然の要件であり、吾々の人生に於て最も重要な點である。國民が國家に對し、國家が世界人類に對し、個人が團體に對し、一成員が社會公共に對し、或は小集團が大集團に對し、部分が



全體に對する關係は、相互依存の原則に依據するものである。茲に社會連帶の責任を生ずるわけである。

従つて此の理を十分に正當に理解するものは個人、成員、團民、小集團が、其のより大なる社會團體に包括せられて、部分の向上發達活動擴充が、やがて全體の向上發達活動擴充となるといふ、相即不離、一而不二の眞理が會得されるものである。それと同時に、社會的貢獻、國家的奉仕をなすことが、個人的立場から見ても、全體的見地から見ても、共に一層必要な態度であることが了解されて、社會生活をして共同的に向上させようとするに至るものである。

從來此の眞理も、國家と國家との間に於ては除外例とされて、寧ろ反社會的態度が鼓吹され、之が却て愛國心であるかのやうに誤認されることが随分久しかつた。今又階級的感情の高潮するに伴つて、自己の屬する社會階級と、他の社會階級との間、又は小集團と大集團との間には、從來の國家對峙と同様な對抗的争闘を演じて、之を以て寧ろ忠實なりとするの傾向が益甚しくなつて來た。官憲と民衆、上官と部下、資本家、勞働者と地主と小作人、傭主と雇傭者、教育者と生徒、ブルジョアとプロ

レタリア、貴族と平民との階級的反感、勢力の争奪は、社會運動として漸次惡化するやうに思はれる。

此の時、此の際、此の方面の根本的解決を、公民教育に依て與へることは、焦眉の急を告げてゐるといつてよい。

三、「覺的個人の向上と社會奉仕をなさうとする精神を教養すること。——自覺人。

凡ての點に於て今日は自覺の時代にはいつたといふことが出来る。無意識的に、盲從的に、機械的に、他動的に、強制的に、止むを得ずしてなさせられたのでは、たとへ其の結果は一見立派であつても、人格の自覺と共にそれでは満足されなくなつた。自己の自由意思により、自我の發動により行はれねばならなくなつた。而して個人の向上完成も、國家の隆昌繁榮も、社會の福利増進も、夫々孤立的の觀念ではなくて相互依存扶助の關係に立たねばならない。排他的唯我獨尊主義は、個人としても社會としても不都合である。自己の人格を十分に實現し、自己の擴充向上は、他の人格の擴充向上と相俟たなければならぬ。寧ろ自我の實現は、他我の實



現と相伴はなければならぬのである。従つて自我の發展活動は、單に自我の實現の爲にのみ必要ではなくして、他我を實現させる爲にも亦必要なものと解釋すべきものである。

四、かやうな態度の性格と能率を有する人格者を國家社會の公民として教養するにある。——善良有爲の公民。

善良なる公民の性格と有爲なる公民の能率の教養は、公民教育の二大要點である。而して此の公民性と能率とは知見徳操のみに止らないで經濟的生産的の活動に要する各種の能率と、健康強壯なる身體、完全にして缺陷なき機能の方面を兼備へたものである。

此等の精神的・身體的兩要素を、廣く包括的に調和的に陶冶しようとする處に、所謂新公民教育の特色を認めようとするものである。

### 第三節 小學校に於ける公民教育の職能

如上、公民教育は實に教育の一般的任務より觀察したものである。

然るに公民教育は、其の本質上仕上げの教育であるべきもので、又年齢上から考へて、相當の年齢に達した少年青年に施して、最も効果も舉り、且つ適切な方策も立つものと見なければならぬ。それであるから之を當面の目標として之が教養の大部分を引受くべきものは、寧ろ補習教育の職能であると考へるのが至當であらう。

然しながら公民教育を以て、主として政治教育と解したり、又は在來の法制經濟科の變態のやうに考へたり、甚しきは憲法法典や民法の條文の講義か、法學通論の説明かのやうにはき違へたり、若くは市町村の公民たらしむる爲の狹義の教育と誤解したりするのは、それは公民教育の研究の不足を證明するものであるが上來屢屢述べた様な正しき意義に解する者から見れば、小學校と雖も亦、公民教育の機會であることは疑ふの餘地がない筈である。

凡そ小學校の教育は、凡ての學校教育の基礎的陶冶であるから、他日立派な公民性を陶冶しようと思へば、早く既に小學校の教育、即ち初等教育の時期に於て、其の公民性の基礎的陶冶を施すことは、恰も道德教育や國民教育の基礎的陶冶を負擔



すると同様の意味に於て、至難の業とは見られない。國民教育と同圓異中心とも見るべき、公民的陶冶を相當に行ふことは、寧ろ小學校教育の當然の職能と言はなければならぬ。

のみならず今日我が國の強制教育は兒童滿六才より十四才迄の間の六ヶ年間であつて、國民の義務教育は、通例十二才を以て完了する譯である。高等小學校や補習學校は、當局者の奨励あるに拘らず、其の就學歩合に於て不振を明示するのみでなく、其の教育の實際的施設から見、今日之に信賴して居る譯に行かない。況や中等學校以上の教育を受くる者に至つては、僅に義務教育終了者の一割に過ぎないといふ現状であつて見れば、國民文化の向上の點から考へても、又國民教養の普及といふ立場から見ても、兎も角も小學校の教育に於て、一通りの公民的教育を施し公民性の訓練を加へることは必要なことと斷ぜざるを得ないのである。それがたとへ年齢上多少の無理が伴ひ、教育効果の上に若干の無駄はあつても、今日我が國の現状としては、之を強行せざるを得ないのである。

勿論前にも述べた様に、本體としては公民教育は、補習教育及中等教育の負擔す

べきものである。強ひて我田に水を引いて、何もかも小學校が愆張つて背負込むやうな、自負心から言ふのではない。けれども教育上の立場と國家の現状から打算し、熟慮し、研究した處によると、吾々小學校教育に於ても、多少の無理と犠牲を拂つても、大局の上から、斯くするのが妥當であると信するのである。かやうな事情から公民教育を以て、小學校の職能の一部であると決定して、率先して負擔しようとする、眞の奉仕的態度に外ならないのである。

従つて小學校に於ける公民教育は、如上の嚴密なる意義は到底之を望むことが出来ないものである。各教科の教授によつて、自ら自覺的の境地に進ませ、國家社會生活の理解と興味とに好暗示を與へ、學校生活をして公民性の基礎的訓練の好機會たらしめ、家庭生活、郷土生活、社會生活等と相俟つて、一步步公民性の啓培、助長と、公民的能率の開發指導を爲すことが、小學校に於ける、公民教育の職能であると、斷言するものである。

此の意味の公民的陶冶は、實に小學校の教育に於て可能性を有するばかりでなく、從來に於ても、國民教育や道德教育として、既に相當注意もし、努力もし、效界を收



めて居る處のもので全然新しいものと思ふべきものではない。

#### 第四節 公民教育と國民教育

##### 一、法令上に現はれた學校教育の目的

國民教育と公民教育との關係は、殆ど同圓異中心と考へることが出来るのであるが、各種の學校教育に於て、如何に國民教育を分擔しつゝあるかを法令上より研究して見ようと思ふ。

- (1) 小學校の教育は廣義の國民教育である其の小學校令第一條に  
小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ、道德教育國民教育ノ基礎並其ノ生活上必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス  
とあつて初等國民普通教育の場處である。
- (2) 中學校の教育は所謂高等普通教育であつて中學校令第一條に  
中學校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トス  
と定められてゐる。

- (3) 高等女學校の教育も亦女子の高等普通教育であつて高等女學校令第一條に  
高等女學校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トス  
と定められてゐる。

- (4) 實業補習學校の教育は實業補習學校規程によつて行はれるものであつて小學校の教科を卒業し職業に従事する者に對し、職業に關する知識技能を授けると共に、國民生活に必須なる教育を施すを目的とするものである。

以上の通り苟も國家の教育である以上、國民としての教育を、全然無視する學校は一つも存在しない。故に國民教育を廣義に解するならば、我が國の學校は凡て國民教育の場所であつて國民教育は凡ての學校教育の包括的概念と見ることも必しも、不當ではない。一定の國家に棲息する以上は、如何なる者も其の國體を重んじ、其の國民道德を奉じ、其の國民に固有なる性格を養ひ、廣く其の國の文化に同化するを要する。此の國民生活の要求に應ぜんとするものを、即ち廣義の國民教育と云ふのは當然である。

#### 二、國民教育概念の比較研究



然るに、従來國民教育の語の用例は、其の使用者及び使用の場合に依て、或は廣く、或は狭く用ひられ、又時に極めて嚴密に、或は漠然に解されたりしてゐる。今試に森岡氏の說によつて、其の種々の用例を示すと次の様になる。

(1) 小學校の教育と解する說

嚴密にいへば義務教育なりとする說であつて初等教育關係者には自らかやうに解し自ら國民教育者を以て任じてゐるものが多いやうである。

(2) 穂積博士の說

國民に自國の體制の概要を自覺せしむる爲の教育といはれるのであつて寧ろ國民教育の特色に付て述べられたものゝ様である、それだけ狹義に解されてゐる。

(3) 上杉博士の說

憲法に關する知識を與へ、國體政體の大要を知らしむる教育の意であつて、法制的の方面に付て特色を見出して居られるやうである。

(4) 大隈侯の意見

國家の組織と國民性に關する知識を與ふる教育であると

(5) 井上(友一)博士の說

普通教育でも實業教育でもかまはない、汎く尋常の國民として、獨立の處世に資すべき庶民的教養の事業を綜括するものであるといつて國民教育を以て庶民教育即ち民育と解されてゐる。

(6) 軍人社會の用例

軍隊に於ては其任務の性質から考へて、兵役即軍隊教育を以て、第二の國民教育と考へ、小學教育を以て第一の國民教育であるといふ様に用ひてゐるものが多い。次に歐米の教育學者間に用ひらるゝ嚴密なる用法に従つて考察する時には、又之を次の四様に見ることが出来るのである。

(1) 國民を教育するの意

教育を受くべき國民を以て教育の客體と見てゐる。

(2) 國民が教育するの意

反對に國民國家が教育の主體となつて國民を教育するものと見てゐる。

(3) 國民として教育するの意



國民的材料によつて國民を教育しようとするもので方便の方面から見てゐる。  
(4) 國民たらしむるやうにする教育の意

教育の原則を示したもので、國民化せしむる教育を指したものである。

以上の各種の所説に付て考へて見ると、私は國民教育を以て、原則としては國民たらしむる爲の教育であり、國民化の教養であると解するのが、最も妥當であると信ずるものである。従つて、只單に其の材料や方法の上に付てのみ考へて、狹義に解すべきものではないと考へるのである。

四、國民教育は原則として國民化せしむる爲の教育である、と解することは前述の通りであるけれども、現實の國民生活は、各國文化の同じからざる様に、又各國によつて特色があり特質を存するものである。従つて國民教育の内容に付ても、夫々の特色を有するものである。即ち其の國の國體、國民道德、風俗習慣、歴史、傳説、言語文字、其他一切の文化の相違によつて、國民教育の特色が明瞭にされるものである。尙一言にして述べれば、其の國土、民族、歴史の三者に依て異なるものである。

以上の様に考へる時は、公民教育は、正に國民教育の下に包括されるものである。

切言すれば新公民教育は、從來稍々偏狹に失した國民主義の教育を、個性化し社會化し國際化した方面の教育といふことが出来る。國民生活の觀念を擴張して、社會生活、個人生活、自治生活、國際生活を抱擁統一させたものが、即ち國家公民的生活である。かゝる國家公民的生活に即して、時代と國情とに適應するやうに改造せられた新國民教育が、即ち我が公民教育である。更に切言すれば國民教育の社會化した教育的主張であると言ふ事が出来る。フイヒテの罵つた様な刹那的、瞬間的、一時的の單獨な個人でもなく、又抽象的の國家でもなく、現實の社會生活を對象とし、個人の連續と統一とより成る國家社會生活を對象として、必要な知、徳、能の教養を圖るものが、國民教育であり又公民教育となるべきものである。此の意味に於て、此の兩者は最も密接な關係を有するものである。



## 第四章 公民教育の論據

公民教育、特に新公民教育論の基調ともなり、學術的根據となつてゐる思想は多  
多あるやうであるけれども、私は今其の中に付て、是非とも茲に背景として考へて  
置かねばならない點を述べるのである。勿論此等は政治・經濟・法律・道德等、各種の  
思想に通じてゐるものであつて、容易に私の筆では明にし難い處のものである。

## 第一節 デモクラシーと人格觀

## 一、自由と平等

フランス革命のモットーは、自由平等博愛の三者であつた。然るに大戰以後は  
どういふわけか、自由平等の二つ、就中自由の思想が燎原の火のやうに思想界を席  
巻した。戦後の改造思想の全部が、之を基調としてゐるのみならず、着々社會運動  
として實現せられて來た。けれども友愛に至つては、國際的精神の高潮として現

はれたに止つて、割合に其の實現性が薄弱であるやうに見える。

而して此の自由と平等とは、所謂デモクラシーの語に於て高唱されてゐる場合  
が非常に多い。

## 二、自我の自覺

此のデモクラシーの觀念は自由平等といふ要素に依て成立してゐるが、元來自  
己人格の自覺に基くものである。道德上古來他人の人格を尊重することの大切  
なことは、大に力説された事で、恭儉の徳、禮儀作法の大部は、對人關係に付ての教へ  
である。けれども他の一面に於て、人は誰でも自己の人格を尊重し、自敬すべきも  
のである。人格は他人から見ても、自分自らの觀察に於ても、目的視さるべきもので  
あつて、決して機械視され方便化さるべきものではない。從て人格は十分に砥礪  
され修養されて、向上され完成されねばならない。之れ自己責任である。と考へら  
れる。そこに人格の自由と尊嚴とが認められ、人格體としての平等が叫ばれるの  
である。

## 三、自我の實現と人格權



吾々は苟も人と生れた以上は、少くとも生存權を享有するものである。之は人としての最小限度の要求であり權利である。従つて人格は更に發達權をも有する。生得の人格のみで、今日の複雑なる文化生活に於て、自我は十分に實現されることが出来ない。身體的にも精神的にも發達すべき權利を十分に行使することは、教育上の機會均等の根據である。資産に依り身分階級に依て、差別的待遇を與へられ其の均等の機會を剝奪さるべきものではない。其の各自の天稟に従ひ、所謂應能發展の權利を行使し得なければならぬ。

更に進んで人は活動貢獻の權利と責任を有するものである。社會的活動と社會的貢獻とは、制限さるべき道理がない。

#### 四 社會的正義

以上の所論は社會的正義の觀念と一致するものである。正義公正の原理は、社會的倫理の根本原則であるが、此の正義公正の觀念を、社會上に實現するのが社會的正義に外ならない。

社會的正義は之を二方面から見る事が出来る。

- 一、は與ふべきものを與へることで、應能分配の法則であり
- 二、は爲すべきことを爲すことで、應能貢獻の法則である。

前者は前述の生存權、發達權、活動權を包含するものであり、後者は貢獻奉仕の責務である。此の二者は其の立場を異にするものであるから、應能分配を要求するものは、又應能貢獻の責務を自覺せねば不都合である一方のみに偏する處に社會上の不正が生じ、不平怨嗟の聲を聞くに至るものである。此の社會的正義を理解させるには、實に社會制度の一つである教育の、正に務めねばならない點である。我が公民教育に於ても、國家社會の公民として、先づ十分に個性の生存と發達と活動をなさしむると共に、斯くして現はれた個性を以て、十分に社會的貢獻をさせようとするものである。

### 第二節 新國家觀

國家の本質及成立の要素並に國家存在の理由に關する問題は、政治學、法律學、國家學等が、各自家の立場より説明するものであつて、従つて其の間に若干の相異を



見るのであるが、又他の方面から考へる時は、國家觀は時の古代に亙つて、幾多の變遷を経てゐるものである。従つて現今の國家觀が、必しも永久不變の眞理とは斷定されるものではない。

彼のギリシヤの昔に於ては、國家は一個の都市國家であつて、國民は市民であつた。國家生活は同一民族の民族生活、社會生活と同意義であつた。其の廣さに於ても丁度今日の自治體に匹敵する位のものであつた。一つの都市國家の國民は相互に知人であつて、其の政治は常に一堂に會合して、其の全員の輿論に依つて行はれたもので、眞の直接政治であつた。間接政治たる代議政體は、すつと後に生れたものである。従つて經濟的にも、産業上にも、國防上に於ても、相互の利害關係が密接であつた。ギリシヤの末期よりローマの全盛時代に入つて、尨大なる國家が現出して、政治法律其他の制度文物も一變した。中世では彼の神聖帝國の觀念に支配せられて宗教を以て、國家は結合されるやうな姿を呈した。

近世に至つて、一時ホップスやルソーのやうな國家契約説が唱へられて、國家の結合は極めて任意的な薄弱なものと考へられる傾向を生じたこともある。

元來社會學者の唱ふる處に依ると、國家は一面に於ては、家と共に自然的社會と稱せられるが、他の反面に於ては機能的社會の性質をも包有してゐる。但し彼の趣味に依つて結合した學會や經濟上の必要に依て結合した多くの組合や、權力に依て成立した政黨等とは、勿論其の性質を異にする處が多い。

抑ふ十九世紀以降民族思想と國家觀念が勃興して、國家主權、民族團結の觀念が極めて強烈となつた。大戰前の各國、殊にそれが獨逸に於て最も顯著であつた。國家は此の世に於ける最強最高の觀念を代表した、正義自由の原則さへ、國家内の限定的觀念であつた。國家の立場から見れば、何物も方便に過ぎなかつた。寧ろ國家は正義の表現と見られた。従つて國家間に正義の解釋を異にした場合は、之を解釋するに、より以上の倫理的原則はなかつた。力は最後の解決者であるときへ考へられたのも其の爲である。此の思想は獨逸に於て帝國主義、軍國主義、祖國主義、汎獨逸主義となり、更に獨逸至上主義、偏狭なる愛國心となつて現れて、大きな無理を生ずるに至つた。法學博士泉哲氏は「立憲國民と國際教育」と題する論文中、偏狭なる國家主義の不可なる理由として左の四項を挙げられた。



- (1) 偏狭なる愛國心の養成は、自國を以て世界無比の強大國と思惟し、他國を以て劣等の野蠻國と看做すが如き觀念を抱かしむ。
- (2) 偏狭なる愛國心の養成は、欺善的國民を作り、又虚偽の性格を養成する。
- (3) 偏狭なる國家教育は、屢、家庭に對する義務を忘れしめた。
- (4) 偏狭なる國家主義は、他國の獨立主權を無視し、他國民の幸福安寧を妨害するの行爲に出づる虞がある。

其の反動として戦争終結當時から、戦後今日に至るまで、國際協調、民族自決、弱小國の擡頭といふ大勢を馴致したけれども、今日と雖も堅實なる考へとしては、國家を超越した國際であつても、又國家を否認する個人の集合であつても、夢想であり空想に過ぎないと見てゐるのである。吾々は獨逸の失敗に非常なよい教訓を與へられたと同時に、又露國の崩壊に付て深く誠められるものである。更に又國際聯盟といふ、一時夢想に過ぎなかつた國際的運動が、遅々として極めて不完全のものであるが、兎も角も次第に其の存在の意義と使命とを認めらるゝに至つた、世界の大勢をも見逃してはならないのである。

申す迄もなく國家は最も強く統制せられた特殊の社會形式であつて、社會の一形式には相違ないが、權力關係によつて統制されてゐる強固な統治團體である處に他の一般社會形式と其の趣を異にしてゐる。而して近時の國家觀に依ると、國家を以て個人の結合し、統制されたものと見るからして、國家が外に對して個人の完成を保護し、内に對して秩序を維持する時、始めて國家の威嚴が發揚されると考へらるるに至つた。

茲に於てか將來の國家は、内にあつては國民各自の尊嚴と個性の伸張を期し、十分其の責任あり創意に富める人たらしむることに努力すると共に、外に對しては克く各國の國民的文化を尊重し、採長補短の雅量と、進取的氣象を有し、國際的協調を保ち、十分に自國の文化的發展と自國文化の世界的貢獻とに心掛けるやうになつた。將來の國家的發展は、個人の充實を疎外することの出来ないのは勿論、國際的正義協調の態度を度外することも不可能となつた。

國家は又個人と同じく個性を有するから、其の國民的個性を基礎として、過去の傳統にも鑑み、各其の特色を發揮しつゝ、世界の文化に寄與し貢獻しなければなら



ないと考へるやうになつた。之は文化的人道的國家主義の立場であつて、私の最も妥當と信する新國家觀である。國家的公民教育も、かゝる見地に立つて施されなければならぬ。

彼のケルシエンシュタイナー氏の如きも、一八一九一六年の著書に於ては、戦前の彼の國家公民教育編を大いに緩和してゐる處が見ゆる。即ち彼は從來のプロシヤの國家主義を大膽に攻撃して、教育精神と機會を擴張するの必要を高唱し、更に教育は個人をして自國の爲め、竝に世界人類の爲に、最善の奉仕をなさしむる素地を與へねばならないと論じてゐる。從來より一層高い立場に於て、ケ氏獨特の公民教育論を唱へてゐるのを見ても、大勢の趣く處を察するに難くはない。

### 第三節 新社會觀

社會(Society)といふ語は現代の流行語の一つであるが、高田保馬博士のやうに凡ての有情物の結合を指す様な、廣義の立場もあるが、私は此處には、人の結合を以て社會と解する方に従つて置きたいと思ふ。

尙詳言するならば社會には大體三個の見解がある、

(1) 同一の職業又は身分に存する者を指す場合。上流社會官吏社會等である。  
 (2) 公共若くは他人の意に取る場合。社會の意見社會の制裁といふやうなもの下ある。

(3) 共同の興味・欲求・傾向・目的等によりて結合し、共同生活を營み、多少反省的・有意的に共働する、個人の統一的集團の場合である。學術的には此の第三の意に取るのが通例である。

社會は三種に大別される自然社會・機能團體・理想的文化社會の三つである。

- (1) 自然社會といふのは、同一の境遇、同じ種族、同族、社會的本能、防禦的本能等自然的要素によつて内部的に自然に成るのをいふ。
- (2) 機能團體といふのは、一定の目的・興味の下に、人爲的に組織するもので、政治的・娛樂的・經濟的・學術的・道德的・宗教的等の別がある。
- (3) 理想的文化社會といふのは、共同の文化を目的とし、文化の理想によつて統一せられた人道の社會を指すのである。



ポイルドウィン等は社會を此の第三のものに限定してゐる。

社會に於ては、其の各成員の心的交通の結果として、統一的精神を生ずる。輿論・傳説・法律・制度・道德・宗教等の形に於て發現するのが即ちそれである。

### 一、社會と個人との關係

人の社會的動物であることはアリストートル以來の定説であつて、社會生活は人生必然的の事實である。

けれども社會と個人との關係は、古來幾多の學者を悩ました問題である。或は社會を最高の原理と見る社會本位の見方もあれば、之に反して個人を唯一の實在と見る個人本位の立場もある。此の兩者の主張は、從來全然相反して、社會本位に立つものは個人を以つて全然抽象的實在と見做し、生物の細胞物質の分子に譬へてゐる。個人を以て機械視し、自ら方便化する傾が伴ふ。個人本位を取るものは社會を以つて個人の任意的結合の形式とし、社會は單なる個人の集合に過ぎない様に、第二義的に解する處からして、兩者は常に利害相反し、其の輕重先後に付て杆格を來すのである。

### 二、教育の立場

教育に於ても此の社會を本位とする教育と、個人を本位とする教育の二つの立場があつて、遠くギリシヤの時代から、各其の見解に割據して、其の主張を枉げなかつた。此の間に處して最も穩健で建設的な教育思想と見るべきものでは、絶えず個人と社會との調和を、如何にして全うすべきかに付て苦心し、種々の説明を試みたものである。

教育の社會的見地に立つものは、教育研究の見地と教育原理を、其の廣い社會的側面に置き、個人の存在及發展を、常に社會といふ立場より眺め、教育の目的・方法及び材料を、總べて社會の見地より規定しようとする。ウイلمان、ベルゲマン、バルト、ナトルプ、スベンサー等より、現今のヂュキール等は何れも此の立場である。殊にヂュキールによれば、教育とは社會生活の存続及び發展上、必然的に生起する一種の社會作用であると解し、教育は其の起源に於ても、本質に付ても、目的方法に於ても、結局社會的のものであると見るのである。

而して現代の社會生活は、民本的科學的産業的であるから、教育も亦斯る社會に



順應し、且それを益々發展させる様に行はれなければならない。畢竟教育は個人の社會化といふことに歸する其の社會化は學校の社會化、教材の社會化、教授訓練法の社會化の三方面を有するといふのである。

教育を社會本位に解決しようとする人は、何れも教育の社會的基礎を強調し、教育と社會生活との密接なる關係を認め、進化論を取入れて、教育が社會生活の維持と進歩發達とに大なる寄與貢獻をなすものであると説く。常に其の客觀的原理の上に、教育の原理を打立てようとする特色がある。

### 三、新社會觀と教育

處が近時の新しい社會觀によると、個人主義的教育が個人の權威と、個性の自由發展との方則のみ高唱して、個人の發展向上が、社會生活に依て、且社會生活中に於て、期し得べき點を閉却したのに對して、個人と社會との關係の密接にして、相即不離なる原理を、學理的に説明するは勿論であるが、又一面に於ては、國家主義が動もすると、偏狹なる國家的利己主義、排外的思想、熱狂的愛國心に墮落しようとするの弊を矯めて、公平なる社會的見識と社會的訓練に富める社會人を作らうとし、國際

的精神をも汲んだ友愛信義の協調的態度をも養ふといふのである。

只從來の行き懸りもあつて、餘りに社會的方面のみを見つめてゐる處から、自ら個人と社會との、コントの所謂相互依存社會連帶の眞理を洞察し得ながら、往々個人の個性を輕視し、個人の内部的自發性創造性を閉却しようとするのは過失であると言はざるを得ない。

そこで新しい國家公民的教育に於ては、かゝる廣き公平なる立場に於て、社會人としても國民としても個人としても、十分なる發展と活動をなし得る均等の機會と便宜とを獲得させることは、其の本旨であるけれども、動もすると個人的發展が、國家的見地及社會的見地の陰にかくれて終ふやうな傾向がないでもない。但しそれは新國家觀から見ても、新社會觀から見ても、其の本意とするものではないのである。

## 第四節 新國際觀

近代獨逸の物興を促成したものは國家主義であり、又今次の世界大戰に於て慘



敗と瓦解を招來したのも、亦同じく國家主義であるとは、識者の定論として前にも述べた處である。國家主義の功罪も亦偉大なりと言はねばならない。

而して其の後者の様に、獨逸をして孤立無援の末、瓦解の境地に陥れたと言はれる國家主義は、寧ろ國家主義の弊害を、極端に現はした處に基くと見なければならぬ。侵略主義とか帝國主義とか、將又軍國主義とか非人道的とかの、あらゆる酷評を冠せらるる國家主義の招いた罪業に歸せねばならないと思ふ。

そこで戦後の國家觀は、期せずして國際的へと進展したわけである。加之國家其物の本質に付ての解釋も、漸次民本的自由主義文化主義、立憲自治的に改造されつゝある極端な御國自慢や、自國文化の優越的信仰觀も、漸次冷靜に理性化されるやうになつた。尤も國家は獨立自存の強制的權力團體であるから、人格的尊嚴の表現であり、獨自の存在を先決問題とする。そこに國家其物が平等權、獨立權、自衛權、交通權(外交、通商)の四權を享有し得る根據がある。其獨自の存在の爲に政治法律軍備、教育産業等に關して、各獨自の領域を占據して、其發展を企圖するのは當然の使命として尊重しなければならぬ。従つて國家主義其物に不都合の存在す

る理由は見當らない。只吉田博士の語を藉りていへば、人道的國家主義といふ穩健公正の見地に於て、國家主義を發揮することを要するまで、ある。

國際間に於ても、國際的正義と親善とがあつて、國際間の行動を倫理化し、溫いものに改める必要がある。前に社會的正義として述べた應能分配の法則と、應能貢獻の法則とは、國家間にも行はねばならない。弱小國も、文化の低級な民族の國家も、少くとも獨立權を有するとは、恰も個人が最小限度として生存權を有すると同一と見なければならぬ。國家としての獨立の責任を負ふと共に、他より其の獨立を犯されないだけの權利を有する。此の點から國家は自國の獨立能力を有すると共に均等の機會を主張し得る筈である。而して又各國家は獨特の國民文化の創造に依て世界文化の向上と發展とに寄與貢獻する責務を有する。國際的に於ても世界連帶の法則に従つて、共存共策の爲に相互に努力するといふ心掛けがなければならぬ。

### 一、國際的教育の思潮

教育上に於ても此の傾向は大いに現はれて來た。彼の一九一八年プロシヤの



文部大臣ヘーニツシュが、獨逸共和國建設の時に、教育の改造方針を公にした中に(1)教師と生徒とは自治の力を享有すべし、(2)あらゆる排外的の愛國心鼓吹は、教授殊に歴史の教授より取除かるべし、(3)校長の職務は、專制的性質を脱却し、合議制の根柢の上に施すべし、(4)體育は其の軍隊的の性質を脱却すべし、(5)從來嚴重に排斥せられた社會主義者及び之に類似の傾向ある主なる代表者を、大學の講座に迎ふべしなど唱へてゐるのを見れば其の方向の那邊にあるかは察知することが出来る。

彼のピロタイ博士は論じて「教育は自國民の生活に始まらねばならぬが、同時に又世界諸國民の平和的協調を看過してはならぬものである。教育は主に自國の爲めの教育といふことを狙つては居るが、然しそれ以上に、各人は自國民と他國民との關係、及近代諸國家の相互關係を理解することを心掛けねばならない。國家は互に戰爭する爲に存在するといふ亂暴な考は、次第に政治界より驅逐されて、それに代るに他の諸國民に對して、最善の文化を與へ得る國民は最も強く、且一國の文化は、主として普遍的價值の有無に依て決定せられるとの考を鼓吹しなければならぬ。」

「らない」と言つてゐるのを見ても從來の國家觀に對して、より高き見地を與ふものである。

殊に最近に於て、國際聯盟の成立の精神に刺戟せられて、教育も國際的に改造すべしとの考が勃然勢力を擡げて來た。或は國際的教育法規の組織を期待し、或は國際的大學の建設を要望してゐる。彼の國際教育會議や萬國少年大學、萬國日曜學校大學、汎太平洋教育會議等は既に開催を見た處である。

彼の今秋米國に於て行はれる、四十箇國代表の國際教育會議には全部十八項の議案が提出されてゐる。(東京日日新聞所載)

一、世界各國大公使館に、教育駐在官を特設することを、此萬國教育會議より各國政府に建議するの可否といふので、

一、次は是迄各國それ〴〵公民教科といふものが、各學校に置かれてあるが、猶其の外に平和とか人道とかいふ思想精神を子供にうつける爲に世界公民教育科なるものを研究して、之を課する必要なきや否や、國際教育會議に於て、各國共通の教科書を編纂する必要なきや否や等を審議し、猶進んでは



一、世界の表面から無教育者を、全く無いやうにして、了ふ方法はないか何うかといふ大問題から、

一、現代の教育や思想の中で、猶將來長く保存してゆくべきものがあるかないか有りませば何んなものか、

一、此の國際教育會議はこれを常設とする必要なきや否やといふやうな問題に涉つて協議を遂げる筈である。

又我國一部の教育思想家の間に宣傳せられてゐる、國際教育協會の主旨の如きも此の間の理想を語るものである。

## 二、國際教育協會の主旨

國際教育協會の主旨は『人類的正義國際的平和を確保せんが爲には、教的手段が最も有効適切である。幾度政治的協定、經濟的提携を遂げても、各國民相互の誤解反感が現存し、偏狹なる愛國心が人類間の正しき理解と純なる友愛との發達を妨げつゝある現状にあつては、到底其目的を達することが困難である。』

今後世界を平和に導く根本の事業は、教育的手段によつて國際間の正義好意及

び友誼の新秩序を創造することにあらねばならぬ。我々は此信念の下に、『國際的教育協會』を設立し、内は國民の間に國際協調の精神を徹底せしめ、外は同じ目的を有する各國の諸團體と提携して、全人類精神的結合を作り、以て永久平和の實現を期することとした。敢て同志の協力を熱望する。』といふのである。

併しながら、既に國家といふ特殊の團結社會の存在を認むる以上、其の間に絶對の平和軍備の撤廢の様な絶對的平和主義や、純然たる無抵抗主義は、之を是認することが出来ない。國家間に絶對に衝突を避け得る保障は、今日何人と雖もなし得るものではない。個々の人格間にも、衝突あり競争切磋琢磨ある如く、國家間にも競争と衝突とは、事實上免れ難いのである。之は必しも悲しむべき現象ではないばかりではなく、寧ろ或る程度迄は向上發展の機會と見て宥すべきものと見らる。處が、

新渡戸博士の様な有力者の盡力があつてさへも、尙前述の國際教育會議の提唱に對して、『國際教育會議開催の議は、各方面より要求がある。けれども聯盟理事會中には依然尙早論が強く、聯盟總會中にも可なり強き尙早論豫想せらる。』



とある位であるから、未だ以て世界に於ける國際思想の大勢を過信するのは慎まねばならない。況や國家を無視し、國境を超越した意味の國際主義の教育の如きは、一個の夢想に過ぎないものであることは極めて明瞭である。

國家社會公民の教養を目的とする新公民教育に於ては、此の永遠の理想と現實の國家社會生活との間に、正當なる調和を認め、人道的國家主義の下に、自國の文化の向上に努力し、それを以て世界文化の向上發展に貢獻するといふ立場を取るのである。斯くして眞の愛國心と純正なる國家主義とを大に鼓吹するのである。

此點に付ては、私は最も穩健な教育方針を、帝大入澤助教の「國際的國民教育」に採り度いと考へる。氏は國際的國民教育を提唱されて「世界心への段階としての協同心の教育、國民心の教養」を述べられ、偏頗なる自國民獨尊主義、排外的利己的愛國心の教養を警戒すると共に、デューキー、ヘーワルド、フリーマン、トルストイ等の國際的教育にも言ひ過ぎがあるといつて、先づ其の堅實さを見せ、次に「國民心愛國心の基礎の上に人類愛も立てられる。兒童は初め家族の人であつて、國家と社會とを理會することは出來ぬ。それ故先づ家庭心が養はれ、次に郷土の愛に及び、それ

から國家の愛に進み後に漸く世界心へ導き得るのである。然るに今日の急進思想家は、今日の國定教科書がスバルタの愛國心の例話を用ひて居るのは時代錯誤だと言ふ。吾々にかゝる論者は手段錯誤に陥つて居ると思ふ。かの例話の如きは奉仕の念、犠牲心、道義の直觀的具體的演劇的な美しい力強いあらはれである。

それによつて兒童は單に愛國心のみでなく、犠牲と義理と道徳とを教へられる好個の教材である。之を忘るゝ故に吾人は手段錯誤だといふのである。

と斷定してあるのは、私は會心の會見として、最も推服する處のものである。

### 第五節 立憲自治の精神

我が國體の優秀なることは、今更述ぶる迄もない處であるが、之に反し我が國政體の現状に付ては未知數とされてゐる。我が國民性の不適當な爲めであるか、將亦憲政施行後其の日の淺い爲めであるかは兎に角として憲政の運用圓滑を缺き、國民の自治的訓練と政治的良心の教養とに遺憾な點が多い。之を將來に付て察するに、到底近き將來に於て、政體の完成を期待することは不可能と認められてゐ



る。彼の大正政變の當時、世の中は擧つて立憲非立憲の論議をなし、其の非立憲的言行を根本的に匡救し、政治界を廓清するのは、道教育の力に依るの外はないといつて、俄然立憲的教育といふ聲が叫ばれるに至つたことがある。其の考によれば、學校に於て法制的知識を與へ、經濟學の一般を講義すれば、直に立憲的性格の出来るもの、やうに見られてゐる傾がある。政治教育法制教育は或はそんなに單簡に出来るかも知れないが、立憲自治の精神は、そんなに一夜作の講義や教授だけで養はるべきものでないのである。従つて此種の叫びは、泡沫の如くに消え失せるものである。

處が大戦後思想界の世界的大動搖となり、國家組織や社會制度其物の根本的改造が高唱され一方からどしどし實現せられて來るのを見ては、とても晏如として居るわけに行かなくなつた。

茲に新公民教育が、從來の國家主義的教育、國民教育の改造となつて、現はれたことは前に既に述べたところである。

#### 一、立憲的性格の訓練

政治上に於て、將、一般社會現象の上に於て、我が國民の自治性には疑問が附されてゐるのは遺憾千萬である。

抑々立憲政治は國民一般の立憲的訓練によつて立憲的性格が陶冶され、社會の慣習制度が凡て立憲的に組織せられて、それが政治上に現はれたものでなければ意味がない。然るに我が國では其の順序を逆にして、政治上に於ては早くも立憲制度に改つたけれども一般社會の慣習制度は殆ど之に伴つてはゐない。民衆の立憲的訓練は殆ど實現されてゐない。要求少くして與へられたといふ譯でもあらうが、政治上の立憲制度さへも、國民に依て甘く運用せられないのが現状である。私は立憲的態度を以て、要するに人格尊重(他敬と自重)の觀念に外ならないと解したのである。各個人的人格尊重が、一般社會の慣例となつた場合に、其の民衆は立憲的態度になつたものと見ることが出来る。即ち人格の他敬と自重とが立憲的性格の中心であるといつてよい。

人格の尊重は又公正の觀念と一致する。それで人格尊重を社會に實現すれば社會的正義となり、國家に實現すれば國家的正義となり、國際間に實現すれば國際



的正義となるであらう。而して之が政治上に實現されたものが立憲政治であると考へる。

嘗て大正政變の當時非立憲といふ語が盛に用ひられた。此の語の起りは、元憲法の精神に違反する言語行動を指したものであつたけれども、それが後に一般社會には官僚的といふ意味に轉化して使はれやうになつたと思ふ。

官僚式とか官僚的とかいふのは、通俗に威張るといふ位の意味で、反デモクラチツクな反民衆的な、即ち人格を尊重しない處を指したものであると見られる。此の意味に於て、官僚的態度は立憲的態度に矛盾するといはねばならない。此官僚的の具體的説明は山本良吉氏によれば

- (1) 自己のみを最高最善のものとし
- (2) 他の一切の者は自己並自己の理想に依て支配せらるべきものと思ひ
- (3) 人格の價值上の差異を認むる結果、他の人格を自己人格の利用に供しても差支ないと思ふ
- (4) 低い者の思想、行爲の自由乃至對等力を認めず

- (5) 他人に無禮を加へ損害を加へても當然と考へ、謝罪辨償の禮をも知らぬ
- (6) 少しでも自分より眼上であると、是非を問はず服従し、知識道德上の良心は、眼上に對しては能力を失ふ様な態度である。と。

我が國の社會には、如何なる社會にもそれが充ち充ちてゐる。官界の上官下官の間では勿論、商人と花客との間、雇主と使用人との間、金主と借用人との間、地主と小作人との間に幾らでも現れてゐる。而もそれが伶俐なやり方だとされてゐる風さへある。甚しきに至つては、親子の間にも教育界や學校内部に於てさへ、露骨に現はれ、師弟間との關係が、斯る不健全な考によつて結ばれてゐるのも事實である。人格の尊重は公正の原理に立つのみでなく、更に之を推究して社會生活を温にし、愉快にし、御互に氣持ちよくする上から見ても、極めて大切なことである。即ち

- (1) 人の迷惑になる言語行動を慎み
- (2) 人の私事私行に容喙せず
- (3) 人の祕密を尊重し
- (4) 人の名譽を重んじ



(5) 更に人の感情を尊重すること

等は社會生活を幸福ならしむるは勿論、國民としての品位を高め、社會道義の向上の爲に守らねばならないものである。

以上の様な趣旨に依て、性格の訓練を圖することは、愈々我が政體を完成し立憲政治の發展を期する上に根本的要件となるものである。而してかゝる訓練は、社會訓練として、社會一般が一同擧つて注意し努力すべきは勿論であるけれども、其の出發點は家庭教育であり、又教育に於て絶えず此點に注意すると否とは、後には千里の差を生ずるものである。

## 二、自治的精神の涵養

次に自治的精神自立自營の性格を涵養することが、又我が國の現狀に照して大切である。

抑々立憲制度は國民の自治性に基かねばならない。「民は依らしむべく知らしむべからず」と考へた時代には、國民の自治性は無用であり、寧ろ有害であつた。封建時代の教育には、自治性の訓練は、格別要件とも見られなかつた。自治性は盲從

と依賴性に矛盾するものである。

自治には元來道德上の意味と、法律上及政治上の意味とがある。道德上の自治は、依賴心を去つて自分のことは自分自身で處理するといふことであつて、經濟的には自活となり、學習上には自習となり、修德の上には自修となり、生業上には自營となつて發展するものである。法律上政治上の自治は、獨逸流と英國流との沿革に依つて其の趣意は異なるけれども、自治といふ觀念は、官治といふ觀念に對立して生じたものである。官治が國家より任命せられた官吏に依て行はれるに反し、自治は各員の選舉した名譽職に依て行はれるものである。

我が國に於ては後藤新平氏の如く、最も廣く自治を解されるものもある。同子爵は自治第一義、自治中核主義を高唱されて次の様に述べられてゐる。

「自治生活の要素は、國民各自の公共的精神を涵養し、披瀝し、一致團結を以て相互的協力の美風を作興するにある。換言すれば、確乎たる協同的觀念に依準して、地方團體の文化的、並經濟的發展を促し、國民相互の福利を増し、各部各體、調和融合、以て國家機能を靈活ならしむるを目的とするものである。然れば自治生活



は國家活動力の源泉であり國民の憲政的活動の練習場ともなるから、國家憲政の健全なる自治生活を基礎とせなければならぬ。」と。

我が國の制度に於ては、之を地方自治團體即ち府市町村に於て採用してゐる。就中市町村は、純然なる自治制度が行はれてゐるものである。

自治的精神の教養は、元道德上の自治心の教養から出發しなければならぬことは、他の性格の陶冶の場合と同一である。此の道德上の自治心を推究して、自治團體にする當爲を發揮するやうにすべきものである。此の意味に於て學校教育は、家庭教育社會教育と相俟つて、自治的精神の涵養に重大な責務を負ふものと考へねばならない。

自治的精神又は自治心の要件として、如何なる方面に注意すべきかと言ふに、(1)協同の精神、(2)公共の精神、(3)自立の精神の三者を擧げる事が適切であると思ふ。

(1)協同の精神 之は自己以外に他人の存在することを豫定して、其の力に信頼し、其の人格を敬愛し、之と協力して、共同目的の完成を樂む心持である。共存共榮共樂の見地に立つものと見てもよい。自分だけが偉さうな顔をしたり、自分一己の

利害のみに執着する人は此の精神のない人である。

協同をするには三つの要件がある。(イ)目的の同一、(ロ)分擔の尊重、(ハ)協同中心の確立である。此の三拍子が揃つて協同の力が強盛になる。自治といつても、矢張り其の指導的地位に立つ人がなければならぬわけである。

(2)自立の精神 自分の生活活動に必要なものは自分の力で之を獲得し、敢て他人の厄介にならないといふ精神である。而して生活活動に必要なものは、實に多種多様であるけれども、之を大別する時は、(イ)知識道德の精神的方面、(ロ)健康及體力の身體的方面、(ハ)金錢財産の經濟的方面とする事が出来る。従つて自立も亦此の三方面に付て自立する事が出來て、他人の厄介になる事を潔しとしない精神である。(3)公共の精神 團體の自己との關係を理解して、團體の使命を尊重し、其の精神の發揮と使命の實現とに必要な場合は、其の自己の有する一切を進んで團體の爲に捧ぐることを惜まない心持である。其の吾々の有する一切といふのは、精神力もあり肉體力もあり經濟力もある。必要な場合に此等の一切を喜んで團體の爲に捧ぐるといふ立派な精神は、老若男女、貧富貴賤の區別なく皆實現し得るものあ



る。所謂應能貢獻の精神である。例へば市町村といふ自治體に付いて考へれば彼の(イ)名譽職に就任するの義務(ロ)租税其他公課を負擔するの義務(ハ)選舉の義務の三者は、實に市町村民としての最少限度の奉仕であり貢獻である。更に進んで自己の精神力とか肉體力とか經濟力とか、許す限りを市町村の爲に致すといふ精神と態度とは、實に市町村自治の根本的觀念として必要なものである。此の態度を國家に及ぼし、一般社會に及ぼしても同様である。尙後藤子爵は此の外に責務の觀念の必要なことを力説されてゐること次の一節でもわかる。

「最後に一言したきは責務の觀念である。一體自治の根本觀念は責務にありといても可なるものである。故に我が自治體に於て、青年教育上特に重きを置き度いのは、此の責務の觀念である。人生の眞目的は受くるに非ず獻ぐるにあり、全力を盡して天分を完うし、假令其の努力は毫も世に認められず、空しく縁の下の力持となり終るとも、安じて喜んで公事の爲には働くといふ信念を得度いものである。此の如くして、内には確乎不拔の任務の重大なるを悟らしめ、奮つて公事の爲には其の責を盡し、立憲國民として眞に忠君愛國の本義を完うせしめ度いのであ

る。」云々

以上の自治的精神と性格は、學校教育の如何なる場合に於て陶冶すべきものであるかは後に述ぶる處であるが、私は學校生活それ自身が、此の精神涵養の環境とならなければならぬと信じてゐる。而して之が又私の述べつゝある處の學校公民教育の眞諦であると考へるのである。

## 第六節 兒童の公民性

### 一、公民性の基礎

一般に教育陶冶の基礎を人類の本能に求め、其の助長すべきものを適當に誘發し、不良性と認むべきものを、徐々に芥除し其の發現を防止して行くとは教育方法上有效なるのみでなく、教育能率の上より見て最も經濟的な方途であるに相違ない。我が公民教育に於ても、兒童少年の本能的基礎に立脚し、其の公民性の完成に當ることが出来るならば之に勝る方法はないと信ずる。

そこで兒童の公民性を考へて見ると、最初は寧ろ社會性として現はれる。此の



社會性は社會結合の原動力であつて、公民性の素地であるが、同時に之に反對する非社會性も亦現はれるのである。

社會的本能の主なるものには羞恥、社交、群居、犧牲の五種がある。左に略述する

(1) 羞恥の本能 最初は他人に對するはにかみ、恐れて泣き、又は隠れること等として現はれるが一時大いに人になづいて愉快になる。それが青年處女期に入つて再び羞恥心が充進する。寧ろ非社會性として現はれるものである。

(2) 社交本能 兒童は獨居を嫌ひ友達を求めらるものである。幼弱の間は父母兄弟といふ狭い社會に満足するけれども、五六歳頃より學校に入る頃になれば、凡そ年齢の同じい友達と遊びたがるもので、朋輩より除外せられることは最大の寂寞と苦痛を感じるものである。少年青年に達すると、父母教師の命令よりも朋輩間の輿論に従はうとするやうになる。此の時の最大の苦痛は仲間外にされることである。學校などで少し同僚に對して、意地の悪いことをする生徒があると、教師が叱るよりも同輩の者から遊ばないと申渡さる時は、如何に横着者でも降参するの

例がある。同級生としての制裁に於ても、其の罰の中で教室居残りとか掃除當番を課することよりも、一所に遊ばないといふ制裁が、彼等の間の極刑になつてゐる位である。青年處女期に達すると、此の友達を求むるの慾求は、一層熾烈となつて其の交情も亦一層親密となるものである。親兄弟にも明さない大事な秘密も、友達同志には打明す場合が多い。此頃は交情は極めて純真なる動機より結ばれる場合が多くして、眞の社會性の自然的發露と見てよいと思ふ。それが成年に達すると、事業上とか職務上とかの都合から結合されることが多くて、どうも形式的、表面的、打算的の結合に終り易いものである。此の社交本能は社會協同の諸形式となつて發現し、國家生活の根柢をなすものである。

(3) 群居本能 前者と極めて類似したもので、同類を求めて同所に居らうとする生動的な要求である。兒童は最初利己的慾求を有するが群居本能が漸次優越して之を壓服するやうになる。斯くして社會生活の基礎たる同情犧牲の徳が養はれる。

(4) 同情の本能 同情には二種がある。一は反射的同情で、又有機的同情ともいひ低級なものである。一は眞の同情で、他人の苦樂を以て自己の苦樂とし、他と共に



喜び他と共に悲むやうなものである。

(5) 犠牲本能。同情の本能と密接に關係がある、他人又は自己の屬する團體の爲に一切を捧げようとする本能である。完全なる國家の一員としての個人は、自己の屬する國家の爲に自己の利益は勿論生命と雖之を捧げて惜まないといふ立派な犠牲獻身精神が現はれるが、其の基礎は此の本能に存するのである。

以上は本能として考へたものであるが、之を情緒の方面から考へると、利己的情緒は又社會性の一面となるのである。

利己的情緒には(1)愛情(2)同情の二種が認められる。

(1) 愛情。愛情は其の根柢に遺傳的本能的感情を有し、之に各種の觀念が結合して複雑な情緒となるものである。此の愛情は個人と個人とを結合して、社會的の結合の基礎となるものである。親子の愛、異性の愛、同性の間の愛等種々の形となつて現はれる。

(2) 同情。同情は他人の悲哀又は喜悅に同感する感情であつて、全然利己的分子が混在しない。而して同感する爲には、同様の經驗又は知識を有することが必要で

ある、境遇を同じうすることは最も同情を起し易いのは其の爲である。

## 二、公民性の訓練

公民性の基礎は社會性であつて、社會的本能及利己的情緒に存するものである。之れ公民性訓練の遺傳的要素である。けれども之が眞の公民性となるには、環境の力に依て適當に訓練されねばならない即ち善良なる社會性は之を誘導し助長すると同時に、不良なる非社會方面は其の發現を抑制し漸次芥除せねばならない。次に公民生活の理解であり自覺である。自覺は人格的自認であり自己完成の段階である。之には教育の力が最も偉大である。理知の判断、人格の自覺に依て、公民生活を眞に理解せしむるに至つて、茲に眞の公民性は開發せられたわけである。かやうに公民性は其の本能的遺傳的社會性に出發するが、決して其盡に放任して置いたのでは、立派な公民性は現はれるものでない。此の關係を表示すると

- (1) 基礎——遺傳——社會性(社會性と非社會性)
- (2) 陶冶——環境——訓練(社會性の助長)
- (3) 到達點——自覺——理知の判断(公民生活の理解)

公民性



### 三、公民性訓練の時期

我が小學校教育の範圍では、年齢六歳より十四歳迄に限定せられてゐるが、年齢の長ずる程一般に公民性が發現し發達するものである。従つて低學年の場合よりも高學年に至るほど、其の公民性の陶冶の可能性と有効性とを多く見出すことが出来る。殊に少年末期より青年前期にかけては(十二三歳頃より十七八歳頃迄)は此の最良の陶冶時期であると私は信じてゐる。此の好機會に於て利己的排他的孤立的獨尊的に生活したものは一生涯の公民生活を不幸に送らねばならないと共に、社會國家から見ても亦遺憾である。

## 第五章 國民道德と公民道德

### 第一節 本務の對象

人は社會との交渉に於て、人格を實現し自我を發展し得るものであるから、社會生活に於て互に影響し影響せられつゝ、相互依存するものであることは既に述べた處である。従つて本務の對象となるものは自己と社會との二つである。

本務を其の對象によつて次の様に別つて考へることが出来る。

- (1) 自我に對する本務には  
 身體、精神、人格、自立
- (2) 他我に對する本務には

他人、家族、社會、自治體、國家、人類、萬有

而して其の共同目的は自我と他我、即ち個人我と普遍我の共同的發展にあると見てよい。



儒教流の考へによると所謂修身齊家治國平天下といふ修徳の段階を區別する。其の修身の徳は修養の出發點となり、基礎的のものと解されるが、結局は治國平天下にまで發展することを豫定してゐる。而して公民道徳は此の四者の何れにも交渉を有するものである。

### 第二節 個人道徳

修身の眼目は個人的道徳である。個人の身體の健康を保全し、機能の發達を完成して天壽を全うすることより、知情意の發展と鍛練をなし、自立的人格にまで向上させることは人として、個人としての本務でなければならぬ。個人の修徳は衆徳完成の基礎である。併し此の個人我の完成は、それが最高終局のものであつてはよくない。個人我は普遍我の中に包括され統制さるべきものである。而して其統制體であり包括體である處の普遍我の中に、個人の光が燎然たる處に相互の生命を認むることが出来る。

### 第三節 國民道徳

國民道徳の概念に付ては學者間に種々の説がある。最も廣く見るものと之を狭く解するものとの間には可なり大きな差がある。例へば

(一) 明治初年の儒家として有名な西村茂樹翁の如きは、國民道徳とは國民の爲に人道の方法を指導しようとするといふのであつて、國民道徳とは畢竟人道に外ならない。即ち國民道徳は國民の爲の道徳であり、國民の爲に説く道徳といふ廣汎なるものになるのである。

(二) 之に反し穂積八束博士の様に國民道徳とは國民たる資格に伴ふ道徳であると云ふ風に、明瞭に特殊道徳となし、我が國家の特色である忠孝道徳を以て國民道徳の骨子とするものである。

(三) 井上哲次郎博士は國民道徳を以て國民に特有なる道徳であると言はれて、狹義に解される方である。

(四) 或人は國民道徳は吾々が國民一般と、共同的に實踐すべき理想の實現をいふと



解するし。

(五) 國民道德は國民たるの道德、即ち國民が國家に對して有つべき道德といふ様に對國家道德と見る人もある。

(六) 吉田熊次博士は國民たる者が必ず守るべき道德を意味するといつて廣義に取られて居る。若し此の解釋に従へば、道德の本務の分類は、全部悉く國民道德の内容となつて終ふ。只それが國民としての生活を本位とする處に特色が現はれる。即ち國家團體生活を本位とする見地より、一切の道德を決定するから、これを國民道德といふ迄である。勿論我が國民道德といふ時には、我が國家を背景とし基本として居る處の國民的道德の全般を指すものであると見られてゐる。

私も國民道德の解釋に付ては、此の吉田博士の様に國家生活を基礎として、廣く國民の守るべき道德全般を國民道德と解したのである。さうすると此の意味に於ける國民道德には、個人道德も家族道德も社會道德も國家道德も乃至は人道の觀念も包含されると解せねばならない。苟も人としてのあらゆる對己對他の關係や本務が含まれねばならないのである。只それが實際に實現する上に於て

は、常に國家といふ立場に於て國家といふ背景を有するから、各國の國民道德の實際は必ず各夫々の特色を有し個別化したものであるのは勿論である。國の事情、歴史、國民性等各國家の特殊の形態性質に即して、其の道德の體系も特殊化されたものであると解するのが最も至當であらう。

○井上哲次郎博士は國民道德と國際道德といふ所論の中に、

「國際的及國民的兩方面の調和統一」を説かれてゐる。曰く、

國際道德と國民道德とは決して各々一方に偏すべきでない。(中略)特殊の國民を通じて國際道德があるのである。國民道德は道德の差別的方面で、國際道德は道德の平等的方面である。無差別即平等、兩者は必しも相杆格するものではない。……國民道德は其根本原理に於て、國際道德と同じ性質のものであるといつて差支ない。但し特殊の國民的状況に應じて實行して行くので違つて來る。各國民共に歴史的發展に必ず特殊性があるから之に適合して實行することに努めなければならぬ。そこに國民道德の要求がある次第である。さういふ見地からいへば國際道德と國民道德とは調和統一し、國際教育と國民教育も亦何等矛盾する



ものではないのである。國際教育の必要の爲に國民教育を輕視するは間違であるが、又國際道德の主張の爲に國民道德を無視するのも誤謬である。云々。

此の意味に於ける我が國民道德が、公民道德と如何なる關係を有するかは、最も研究を要する點である。次に之に付て述べて見よう。

#### 第四節 公民道德

公民道德は公民としての道德に外ならない。其の概念の範圍については大體國民道德との軌を一にすると見ることが出来る。從來の一般道德說や、國民道德論では満足が出来ない處から、今日の國家社會生活を律するに足らなくなつたといふとは多くの人の感じてゐる處である。其の範圍は大體一致しても又人格實現を根本とはしても、其の實生活の如何を考慮する時は、今日の國家社會生活に於て、社會的の人格を實現させようと思へば、可なり新局面と新天地とに展開させねばならない。殊に人格觀念と社會連帶共同向上の原則を明にし、國家生活と人道との關係を正當に理解することは、焦眉に迫つてゐると考へられる。今日では舊

式の忠孝道德に籠城し割據してゐたり、個人の修養に没頭しても時勢から葬られざるを得ない。公民道德は新時代の道德であり、國民道德の時代に順應するやう改造せられたものと斷言することが出来る。

公民道德は元來國家的の基礎に立ち國家の特色に即したものであるから、國家公民としての本務を中心として力説することは勿論であるが、其の國家公民の内容は頗る廣汎で多方的なものでなければならぬ。人格の尊重より家族に對し郷土に對し國土に對し社會一般に對し自治團體に對し、更に廣く世界人道に對しても公正妥當な見地に立つ、國家的の社會的の自治的の公民といふ統制的綜合觀であるべきものである。而も又道德を孤立的に考へることがなくて、最もよく經濟的原理と相調和し、政治と相提携し、科學藝術宗教の要求とも矛盾しないで、生きた人生の指導であり處生の指針でなければならぬ。其の内容は實に種々雜多なるものを包含するわけである。道德論を中心とすることは勿論であるけれども、新しい國家觀・政治觀・經濟觀・文化觀・國際觀等の上に立つものである。

(一) 此の點については大島正徳氏は、公民道德の内容として、次のやうに擧げてゐる



のである。

○大島正徳氏 公民道德

- 一、人生の曙 職業尊重 立派な人間
- 二、健康 元氣 體格 體力 健康
- 三、誠意 正心誠意 良心
- 四、友愛 信義と友愛 人生の幸福
- 五、家族 人生の和樂 家族主義 孝養の方法 依頼心の弊
- 六、社會 社會と我 公共心公德心
- 七、規律 秩序と規律 公の禮儀 時間の嚴守
- 八、娛樂 趣味の改善 個人的共同的 肉體的精神的
- 九、人格 人格の尊重 平等と差別
- 一〇、輿論 輿論尊重 輿論改造
- 一一、労働 自立の計 職分に忠實 労働の神聖 肉體的労働と精神的労働

一二、財産

労働者と資本家 恒産と恒心

一三、社會關係

財産は勤勞の結果 私有財産と社會公共關係

道德と金錢

一四、國家

五倫五常の擴張 自治團體と公民的自覺 公衆道德公德心

愛國心

忠君愛國の方法

(イ) 臣民權利義務の履行 — 國民的良心、(ロ) 官公吏の道德、(ハ) 所有權と社會公共事業、(ニ) 言論思想の自由と文化、(ホ) 兵役と青年の覺悟、(ヘ) 納税と公共心、(ト) 選舉道德の革正

(二) 次にジョン・マクカン博士は「公民倫理」と題する書に於て、

(1) 人類の平等、(2) 友愛、(3) 公民權、(4) 政治的節操等を擧げてゐるが之によつて



も其の大體は窺ふに足りる。

(三) ケルシエンシユタイナー氏は主として工業的方面より立論して、個人的徳として克己・忍耐・勤勉・正直・綿密・几張面・職業・熟練・勤勞・喜悅・創造・喜悅を擧げ

(四) フエルスター氏は商業道德の方面より立論して從順・克己・眞實・正直・信用・約束・嚴守の必要を説いてゐる。

(五) ブライス氏は善良なる公民精神の障害と稱して選舉政黨及自治に關する方面より公民道德を擧げ、怠慢・利己心・黨派心の三徳の不完全を説いてゐる。就中其の怠慢に付て更に詳論して

- (1) 義務遂行に怠慢なる原因
  - (イ) 公憤の缺乏
  - (ロ) 責任觀の輕減(多數共同する時は一人の分前は小となるとの感じ)
  - (ハ) 主義主張の爲め奮闘心の衰微
  - (ニ) 政治的興味の減少
- (2) 政治的怠慢の現はるゝ形式

(イ) 戰闘的態度の缺乏

(ロ) 投票の怠慢

(ハ) 公共問題を研究し注意することを等閑に附すること

(ニ) 多く教育を受けたる公民が教育の少い人を助けることが少い

(五) 川本氏は先づ公民的道德の概念を述べて三つとし、國家形成の心的基礎たる部族感情と、立憲國の本質たる普通意志と、社會力の特殊化と一般化とに分析され、其の公民道德の内容を

(1) 國民的精神——尊皇愛國崇祖尙武仁怒

(2) 公民的知徳——義務責任・獻身奉仕の強固な感情意思とされてゐる。

以上は何れも公民道德として適切な點を捕へては居るが、私の考へによつて之を整理する時は、寧ろ次の様に考へて見たいのである。即ち

- (1) 人格尊重の精神
- (2) 自治的精神
- (3) 社會的精神



(4) 國家的精神

(5) 國民的精神

の五つの觀念に大別しそれに各々其の精神を發揮すべき徳を配當するやうにしたいものである。

## 第六章 小學校に於ける公民教育の目的

### 第一節 小學校教育の本質と使命

公民教育の意義と其の最近に於ける、概念の進化とは、大體明になつたこと、思ふ。次には小學校といふ限定された場合の公民教育に付て述べよう。

元來小學校に於ける教育の全體系中に於て如何なる地位を占むるものであるか小學校教育の機能と使命は如何に之を解するのが至當であるかといふに私は之に付ては小學校は大體(1)普通陶冶(2)基礎的陶冶(3)國民的陶冶(4)特に尋常小學校の教育は義務強制教育であると考へてゐる。

以下之に付て概論して、其の公民教育との關係を明にしよう。

#### 一、一般的陶冶(普通陶冶)

一般的陶冶といふのは、特殊の目的の爲に特殊の知能を陶冶しようとするものでなくて、他日如何なる職業に従事し、如何なる方面に向ふ者の爲にも先づ人とし



て必要な知識・技能・徳操・性格を陶冶しようとするものである。彼のルソウの教育理想は自然主義の立場に依て人としての教養・一般的陶冶を極端に謳歌したものであつて、之は確に教育の觀念を高尙にし、人文の水平線を高め、國民教化の程度を引上げようとするには結構である。

我が國の小學校は此の人としての陶冶を施すべき處で、六ヶ年間に於いて一般的陶冶に努力するのである。貴賤貧富の區別も、優劣強弱男女の隔てもなく、國民の等しく机を並べて學ぶ生活所である。我が國のあらゆる社會に於て、此れ程デモクラシーの徹底してゐる處は外にあるまい。我が國の小學校教育は實に世界の爲に、好印象を與へてゐることは多大なものである。此の性質其物が一般的陶冶以上の點から考へて小學校教育は本體として職業的の陶冶よりも先づ一般的陶冶に向ふべきものであると思はれる。

## 二、基礎的陶冶

小學校教育は凡ての教育の基礎であるといふ論據を學校系統の上から見ると

我が國の小學校は只幼稚園の上には位するが、併し幼稚園は未だ必須的のものではない。小學校は學校教育の出發點と見るのが至當である。

而して六ヶ年の教育はそれ以上の學校に入る、必要不可缺の關門であり資格となつてゐる。此の點の世界的長所であることは前述の通りである。我が國に於ては最初から統一學校とか、國民學校、基礎學校等といふ學制上の難問題は解決されてゐる。

次に教育内容から見ても亦基礎的陶冶の性質を帯ぶるものである。其の教材は將來我が國家の公民として、將又我が社會を組織する一員として兎も角も必須なりと考へられる最低限度のものを、一律に授けようとするものであるから、あらゆる社會に共通の精神的、身體的の基礎陶冶とならざるを得ないわけである。

最近我が國の義務教育年限が六ヶ年であるを不足として、少くとも之を八ヶ年に延長しようとする要求は眞劍なる教育界の輿論となり、當局者に於ても其の實施の豫定を以て調査を進めてゐるやうであるが、假令義務教育年限は延長せられても、國民の基礎的教育的本質に變更はない筈である。寧ろ世界文化の發達と、



我が國家の地位の向上とに伴ひ、國民必須の基礎的標準を引上げて世界の大勢に順應しようとする企である。我が日本の國民として將來社會生活を全うし、世界人道の上に貢献しようとするには、我が國文化の特質から考へても到底六ヶ年の貧弱な教育では満足されなくなつたのである。中等教育の普及と補習教育の發達は、稍々此の缺陷を補ふに足るけれども、之を國民全般の上から見る時は尙九牛の一毛に過ぎない感がある。

### 三、國民教育

國民教育の意義に付ては前に論究した處である、

今假に國民教育を以て、國民たらしむる爲の教育の意に解し、原則として又主義として國民化せしむる教育と考へて見ると殆ど我が小學校教育は此の國民教育を以て統制さるべきものであると思ふ。

勿論此の國民化の原則は獨り小學校のみの獨占すべきものではなくて、中等教育も補習教育も高等教育も専門教育も、苟も我が國の學校教育たる以上は一律に此の原則の適用を受くるわけであるけれども、夫々特色もあり程度の差もあるか

ら、國民化といふ見地を最も明確に一大使命として立つものは、小學校の教育であり、殊に六ヶ年の義務教育でなければならぬ。吾々は此の意義に於て國民教育の一員であり、國民化を以て日々の職責としてゐるものであるとの自信を有たねばならない。

### 第二節 小學校に於ける公民的陶冶

小學校の教育は國民教育を中心觀念とするものであつて、凡ての兒童をして國民化せしむる處の、基礎的陶冶を施すのを最高の使命とすることは、只今述べた處である。

然るに私の解釋によると、此の國民教育を時代に適應するやう改造したものが所謂公民教育である。國民化の内容を時代化し廣汎にし公正ならしめたものが公民化であるから、小學校は亦新國民教育たる公民教育を重大なる使命とすることは、當然と考へねばならない。であるから強ひて國民教育の名を冠するならばそれでも差支はない。



それが手段としては、教授訓練といふ教育的作用に依らねばならないことは勿論であるが、又學校生活其物が一の公民教育場と化して、公民生活の意義を理解させねばならないと思ふ。尤も學校生活は社會生活として決して十全なものではない。只一種の社會生活に過ぎない。特殊の社會形式である。けれども學校の此の社會的意義は、決して無視することは出来ない。教授も訓練も學校といふ一種の公共的生活内の、教育的手段であると見るべきものであらう。

### 一、教授

公民的教授は公民性を知能の側より陶冶しようとする手段である。國家社會自治生活の理解や、經濟觀念、職業尊重の精神及生活上の堪能の陶冶は此の方面の仕事である。

### 二、訓練

公民性の訓練は公民教育の眼目であるが之は法制の理解や經濟的能率の開発から同時に生れるものではない。單なる思想でなく感性であり動機であり動作でなければならぬ。社會生活も國家生活も自治生活も、單なる思想生活ではない。

奉仕も扶助も共同も貢獻も共に行動である。行爲である。行爲は實踐に依て陶冶される。茲に訓練の本領が存する。公民性は行動に依り行動にまで陶冶される。ケ氏の公民教育の手段が、唯一の作業に依たのも此の理に従つたのである。

共同的手工作業に依て、共同心、勞働心を養はうとしたのにも確かに一理は存する。作業の訓育的價值を論ずる人は共同掃除や、學園手入、學習組合による學習等に價值を高唱する。其他運動會、遠足、旅行、儀式、學藝會等の諸會や、自治體及郷土への奉仕の手傳を以て協同心の陶冶の一手段と考へて之を力説するものもある。彼のパーカーストのダルトンブラシに於て、社會性の訓練を學習組合による共同學習に依頼してゐる等は此の考によるであらう此等は協同心養成の一機會として有効に活用すれば訓練上確に價值を認めることが出来るであらう。

其他自治的訓練に依て兒童の自治心を覺醒し、自律的性格と國家社會への奉仕的精神を養ふことも、亦手段の一つとして有効であらう。此等は再び後に論ずる筈である。

### 三、學校生活



學校生活をして社會生活の形式に近づけよう、社會化しようとするのは、輒近に於ける教育思想の基調と見ることが出来る。學校生活が社會の形式と全然没交渉で、僧院の如く監獄の如く在來の兵營の如く、別天地を保存してゐては、社會人たらしめ公民化しようとする、吾々の期待は到底達せられる筈もない。學校は特別な社會であり、學校で行ふことは學校だけしか通用しないといふのでは、寔に不經濟なものである。或點まで學校に於て、學校に依て公共的思想性格を陶冶せねばならない。此の意味に於て學校を社會化すべく改善を加へるのは結構である。

けれども又一面には考へねばならないことがある。學校生活は矢張り學校生活であつて、特殊の目的と陶冶的價值とを存する學校生活の本領・任務・價值を忘れて、家庭生活や社會生活の自治生活・國家生活のやうな廣汎な生活の形式と内容までも學校に於て包含させようと企てるのは、到底不可能でもあり又學校過信の譏を免れないであらう。

之を要するに小學校に於ける公民的陶冶は、成るべく學校生活を社會的に改造して社會公民性の陶冶に適するやうに企畫せねばならない。

而してそれと共に教授訓練の手段に依て、公民性の知的・情的・意的三方面を満遍に發達させ自治心と社會性とに富んだ善良有爲の國家公民の基礎的性格を陶冶しようとするのが我が公民教育の小學校に於ける職能であると考へる。

### 第三節 小學校に於ける公民教育綱領

公民教育の本領は、最もよく青年の教育・補習教育に於て發揮し得ることは屢々述べた處である。眞の公民生活は青年期以後に始めて期待せられるのであるし、又公民性の發現も青年期以後に旺盛であることも事實である。

併しながら教育は常に繼續的のものである。突如として始まり又突如として終結すべき性質のものではない。元來人生には入學もなければ卒業もない。強ひて言ふならば出生と死亡とが其の入學と卒業を表現するかも知からない。

一面から考へれば人の生活はそれ自ら常に公民的・社會的であるから、早くから此の方面の性格を陶冶することは、教育の全效果の上から見ても決して不經濟的ではない。況や尋常小學校の上級にもなれば、少年・少女期に入そわけて、社會性の



發展も亦著しいものがあるのである。かやうな考へから小學校の公民教育に大方針を確立せねばならない。何れにしても小學校の公民教育は、家庭教育と相俟つて公民教育の基本陶冶をするので、其の教授訓練に於ても其の効果を急いだり、兒童を似而非大人にしてしまつては却つて有害である。速効肥料や促成栽培で出來た作物見た様な、ませた子供に仕立てるのは大變な見當違である。それで小學校で行ふ公民教育の要點は次の様な程度に止め、其の本領を守つて過不及を生じないやうにすることが大切である。

一、小學校公民教育の綱領

- 一、我が國の國體政體を理解し、立憲自治制度の本旨と其の運用に關し、公民としての識見を明確にすること。
- 二、社會團體生活を理會し、社會に於て自我を實現すると共に、社會奉仕の精神を涵養すること。
- 三、國家社會公民としての人格を發現し、其の生活を全うし、國家社會に貢獻するに必要なる有爲の能力を教養すること。

二、綱領の内容

以上の職能を達する爲めの内容となるものは次の通りである。

- 一、我が國體の特色及び國民性を理解せしむること。
- 二、立憲政治の本義と其の制度運用に關する知見を立つること。
- 三、自治團體の制度本旨及運用に關する識見を明にすること。
- 四、社會連帶と相互依存の意義を理解させること。
- 五、自治心社會心國家心の調和的陶冶を圖ること。
- 六、正しき職業觀念を與へ勤勞尊重の美風を培養すること。
- 七、經濟的能率の教養に努むること。
- 八、公正・遵法・協調・愛郷・愛國・獻身・奉仕等に關する公民道德の涵養を圖ること。
- 九、國際的精神をも養ふこと。



## 第七章 小學校公民教育の方法

### 第一節 小學校公民教育の範圍

#### 一、國民教育と公民教育

小學校の今日の制度によると國家的事業であり、學校は國家の公<sup>○</sup>共<sup>○</sup>營<sup>○</sup>造<sup>○</sup>物<sup>○</sup>である。國家の手に依て或は國家の委任に依て、國家の一員たらしむる爲に施さるゝ國家事務の一つである。

職業教育とか専門教育とかの夫々主とする陶冶もあるけれども、小學校教育の本旨は國家生活の向上に資する爲め、國民各自の發展を計るのである。従つて此の意味の廣義の國民教育は、公民教育をも包括することは前に述べた處である。併し近時の要求に應じて、各員の人格の向上發展と社會生活を重視し、國家といふ特殊の歴史的權力的團體の一員として、強<sup>○</sup>く<sup>○</sup>直<sup>○</sup>く<sup>○</sup>清<sup>○</sup>く<sup>○</sup>正<sup>○</sup>しく<sup>○</sup>且<sup>○</sup>つ<sup>○</sup>親<sup>○</sup>し<sup>○</sup>む<sup>○</sup>べき<sup>○</sup>公民たらしめようとするのが、小學校に於ける國民教育としての公民教育である。

#### 二、小學校と公民教育

小學校は國家の營造物であり、教育事業は國家事務であるけれども、其の費用を負擔するものは直接市町村といふ自治團體である。(官公立小學校は省<sup>○</sup>く<sup>○</sup>従<sup>○</sup>つて表面的に解して今日の市町村立小學校は市町村民の教育であり、將來市町村事務を負擔する子弟の教育であると解してもかまはない。其の本質より言へば小學校は直接市町村公民を教育するものだとは言ふことが出来ないで、飽くまで國家の公民を教育すべき國家事業である。けれども事實上市町村に住する大多數の住民は其の市町村に生れ其の市町村の學校で人となり、市町村に生活して市町村で一生を終る者が尙一番多い。而して市町村民は自己の市町村に貢獻することを通して國家社會の爲に貢獻しつゝあるわけで二重三重の生活を營んでゐるのである。こんなわけであるから市町村民の教育と國民の教育とは、大體に於て一致すると見て差支へはない。それであるから事實上市町村公民としての教育を重ずることは公民教育の大に喜ぶべき一面の努力である。

### 第二節 公民教育の機關



## 一、學校

學校は公民教育の機關として、最も組織的系統的のものである。けれども公民教育は、決して學校教育の獨占物ではない。况や小學校の占有物でない事は尙更明である。

由來我が國には教育の觀念を極めて狹義に解して、教育といへば何でも學校で行ふ仕事の様に早合點される傾がある。之は輓近の事實が、學校教育の組織的研究に最も長所を示した處が生じたことではあるけれども、確に學校教育を過信したものである。學校教育を職務とする吾々は、一面には嬉しくもあり満足でもあるが反面に於ては教育效果の擧げられない原因を、何もかも學校教育者にのみ負擔させる論理となるものであるから寧ろ迷惑と考へる處である。

殊に遺傳素質といふ先天的の要素や、家庭社會等の環境の影響の偉大なる點までも吾々に歸せしむるのは沙汰の限りである。

同様に我が公民教育に付ても、決して學校ばかりの全能でもなく責務でもない。小學校に於ける公民教育は、主として其の知能の側の陶冶に偏せざるを得ない事

情が多い。公民教育から見て學校教育は決して十分なものとは認められない。只其中堅を以て任じて組織的陶冶をなす處に價値を發揮せねばならない。

## 二、家庭

そこで學校以外で公民教育の場所となり機關となるものは家庭と社會の二つである。

家庭は人生の凡ての出發點であり教育の搖籃である。家庭は社會生活の最小單位である。従つて家庭に於ける教育は、他の學校教育や社會教育と相俟つて公民教育の基礎となるものである。

個人は家庭に於て社會生活の第一の試鍊を受けるものである。此の家庭に於ける社會性の陶冶、公民性の訓練、就中幼少時代に於てそれが意識的或は無意識的に、個人の公民的性格の構成に影響することが多大である。公民教育は社會性の發現を漸次全うするやうに、必要なる知識技能と徳操、即一言にいへば公民的人格を教養するのが目的である。家庭生活を以て、公民教育の最初の機會であり機關であるといふのは此の點に存するのである。彼の社會生活に於て最も必要なも



ので、公民教育の目標ともなつてゐる公共心・協同心・自治心・社會心・奉公心等は、之を家庭生活中に於て親子・兄弟・姉妹・祖父母並に使用人等が、一家團樂してゐる日常生活其物に依つて、培養せられ基礎づけられるものである。

然るに今日我が國の家庭の狀況は、遺憾ながら此の要求を裏切つてゐる。獨り家庭の教育的價値を發揮し得ないばかりではなく、社會生活、公民生活に必要な種々な徳操の涵養を阻害して、却つて我儘・放縱・利己等の非公民的・非社會的本能を助長してゐる傾がある。或る意味に於て今日の家庭は學校教育の破壊所であり、冷却機關であるとの酷評を下すのが至言であらう。

今日は勿論學校教育其物も未だ十分に發達したとは言はれないが、家庭が當然負擔し注意すべき職能までも盡さないものであるから、今日の學校教育者は學校で子弟を教養する責任を負擔してゐる上に、實は責務以上の家庭の改善・警告の仕事まで負はされてゐるといふ苦しい立場にある。學校教育者の仕事も實に多端であり至難であると叫ばざるを得ないのである。

吾々は止を得ずこんな處にまで立入つて努めてゐるわけである。吾々は大い

に父兄の自覺と共鳴とを促したいものである。

公民教育上家庭は、知的陶冶に付ても相當の任務を有するものである。只其の現状が前述の通り、家庭生活に依て不言實行の間に公民的徳操を教養するといふことが出来ないで、とても公民的生活に必要な知識技能の、知的陶冶を望むことなど一般には望まれる處ではない。

けれども家庭に於て、近隣との小社會的生活に於ける相互扶助・自立的經營の實例や、郷土に於ける規約の履行・社會奉仕の事業・自治體の運用に付ての公課・選舉會合等の社會生活、青年團處女等の社會的活動、戸主として親權者として公民として或は組合員としての社會生活、公民生活に必要な知識を、折に觸れ時に臨んで家族の者が、身を以て範を示しつゝ、教養することになれば、到底學校教育の及ばない深刻な而も自然的な陶冶が行はれるであらう。かやうにして出來た公民性や公民的奉仕の精神は、堅實であり又當を得たるものである。

こんな意味で行はれる家庭教育は實に公民教育の基礎として最も有効なものである。只、今日直に之を望むことは寧ろ空想に近いのであるから、吾々は止を得



す他の方面から之を補つて、公民教育の能率を擧げると同時に、併せて家庭の改善向上を計り、先づ公民教育の機關としての家庭を覺醒したいと思ふのである。

### 三、社會

茲に社會といふは漠然たる一般社會は勿論、各種の組合、特殊の團體、或る階級、自治團體、國家、國際等自然的、人爲的の人の結合團體を廣く指したものである。

公民教育は社會生活の理解と奉仕といふ事が一つの重要な點になつてゐる。従つて社會生活の全體が公民教育の機關であり、又同時に公民教育の資料と見ることが出来る。彼の神社佛閣、公園道路、汽車電車、郵便電信電話等より、劇場寄席、市場、博覽會、展覽會、其他各種の會合は勿論、政黨議會、選舉新聞雜誌等の社會的事物及現象が、如何に吾々の生活を支配し、延て社會的性格の培養に善惡兩様の刺戟と影響とを與へてゐるかは、公民教育上に於て見逃すことは出来ない。

然るに是亦甚だ遺憾なとではあるが、我國現時の社會生活現狀は、お話にならない状態である。今日の我國の社會生活の有様は、到底公民的性格の陶冶に好環境と見れないのみでなく、社會性を破壊し利己心を増長させ、奉公心、名譽心、廉恥心を

麻痺させる様になつてゐる。電車一つ見ても公園一つ考へても、他人の事を考へてやつたり社會的禮儀を考へては、とても自分の希望は達せられないのである。

不道德な行爲、非社會的な態度を敢てしなければならぬやうに殺風景になつてゐる。否寧ろこんな不道德、利己的、非社會的な振舞をして得意になつてゐる者が、或る度迄は成功してゐる。社會禮儀を蹂躪して國家社會に大きな無理と迷惑を掛けてゐる横着者が、大きな顔をして威張つて居られるといふのは、何たる矛盾であらうか。我が國民生活、社會生活、公民生活の一面には、無訓練な、野卑な、不愉快な、不安な、危険な部分が可なりに多く存在してゐる。

そこでこの様な國家社會生活の現狀を向上させるのが、我が公民教育の一大使命ではあるけれども、反面に於て現在行ひつゝある國民教育が、かゝる社會状態の爲に惡化し、阻害され破壊されつゝあることは莫大なものである。之を帝國議會や市町村會の例に見、選舉の狀態に見、政黨新聞紙の狀態に思ひ到らば、實に思半ばに過ぐるものがあらう。

抑社會生活は共に榮え、共に樂しむ處に其の極致が存する。共同生活を愉快に



し自他共に福利を増進するには、各員の自覺に依り公共的施設を倫理化し、お互に努力して文化的諸制度の完備と向上とを計らねばならない。さうでなければ文化の複雑となり社會生活の繁劇を加ふるに伴ひ、社會生活は益々殺風景となり、生存競争の修羅場と化するに至るであらう。

而して此等の文化的施設の倫理化を計るのは、公民教育の大いに努力すべき點であると共に、又かゝる公共的施設に依て公民教育は其の効果を收むることが出来る。此の點は相互的のものである。社會の風儀が善良で、社會諸制度の運用が氣持よく進行して秩序が整然たる處では、公民教育は既に或點まで完成されてゐるし、かゝる環境に於て受ける公民教育の効果は顯著なものであらう。

此の意味に於て社會の機能其物が公民教育の有力なる機關である。然しこんな社會に迄の改善向上は、社會の總動員によつて恐らく戦争に打勝つよりも、一層の勇氣果斷思慮忍耐努力貢獻を要するであらう。

以上は一般社會生活其物の、公民教育上の機能に付ての考へであるが、尙直接公民教育の施設として、特殊の教育的施設をなし、之に依て公民性を促成することが

ある。歐米各國では既に早くより此點に着眼し努力してゐる。勿論それは小學校のみの立場ではない、寧ろアダルトエデュケーション即ち成人教育の見地より考へられたものが多いけれども、之を小學校にも適用して差支ない。

さて公民教育としての社會的施設は澤山あるけれども、次の様な點が重なるものである。

#### (甲) 講演會又は講習會等

之は最も計畫的のものである其のやり方一つでは随分有效なものを得られるであらう。文部省社會教育課や内務省社會局あたりで、宣傳的に地方改良、民力涵養、風教改善、青年團處女會の指導、補習教育の改善等の爲に計畫せられ實行せられてゐるものである。けれども此等の本省のやつてゐる仕事は餘りに大きくて其の幹事の指導に止らざるを得ない。各自治團體、各組合、大商店、會社、工場等が、夫々計畫的に市民教育のプログラムを作成せねば有效ではない。さうして各メンバーをして向上させ市民化させるのが適當の方策であらう。

#### (乙) 宣傳



民衆の教化には宣傳を利用するとは最も有効である。近時此心理を應用する  
 ことが中々に多くなつた。電車の中のビラやポスターが近時著しく目に着く様  
 なつたのも、此心理作用を利用したものである。例へば東京市民の反省向上を促  
 す爲の交通道德の宣傳、物價引下節約利用の宣傳、貯金の宣傳、傳染病豫防の宣傳、納  
 税の宣傳、投票や普選促進の宣傳、等々其數が多い。之を教育的に利用すれば、確  
 に市民教化のよい手段となるのである。民衆の不知不識の間又は談笑雜話の間  
 に、暗示と刺戟を與へ、延ては少年兒童の公民性の陶冶にも及ぶものである。試み  
 に理想選舉に關する尾崎・島田・田川三、代議士の新聞紙上に於る宣傳を例示すれば、  
 今日日本に何が大切だといつて、選舉を神聖にし選舉人の魂を入れ換へて、選舉の競  
 争に金錢、賄賂、脅迫、干渉、請託の弊を除くことに努めるほど、國に盡くし君に仕へる忠義  
 の事情は無いのである。吾等は日本の各地に理想的選舉區の起るに至らんとを熱望  
 に堪へない。今春の議會には同憂者の一人押川方義氏より、選舉費用の制限と其の公  
 針とする所は  
 甲、有権者三千人までの所の候補者は三千圓を限度として選舉費を使用することが  
 出来る。

乙、三千人以上の場合、合は一人ごとに五十錢づゝを増す  
 といふのであつた。これは吾等の共鳴した所である、併し乍ら有権者の數が若し一萬  
 人に上るとすれば其の總費用は六千五百圓になる。現在の有様に較ぶればこれでも  
 大低減であるに相違ないが、英國の現行法は二萬人の有権者に對し四千百六十六圓六  
 十六錢を許して居り、改正以前の舊法は九千二百圓を止まりとして規定してゐた。そ  
 れに較ぶれば押川案はまだ寛大に過ぎて、割合に多額の失費を認めるもので、況し  
 て英國人の富と日本人の富とを比較し來れば、吾等は更に數層これが低減に努めれば  
 ならない道理である。

- 一、我が國の現時の選舉は餘りに費用がかゝり過ぎる
- 二、差當りこれを押川案の程度に制限すること
- 三、更に英國案のそれの如く尙それ以下に爲さねばならない
- 四、候補者に費用を負擔させることの間違の習慣を打破すること
- 五、そこに政黨があるとする其の政黨員各自は義務として之を出し合せて支辨せねばならない政黨は、無くも差支へは無いそこに同情者又は一團の有志者があると  
 する其有志者が互に持ち寄つて之を支辨して候補者には候補者自身の直接の費  
 用の外一錢もその負擔に歸せしめないやうにしなければならぬ我等に代つて  
 事を議する者であるそれに時間と精神と、智慧と、力と、考慮の大部分を役する者  
 の者であるその選舉に必要とする費用を候補者に自辨せしむるといふことは無  
 い國民が負擔するのが當然で少くとも有権者に於て負擔すべきである即ち其の



推薦者同情者、投票者に於て負擔すべきである

これが正當の選舉である、選舉は當然に斯くあるべきものである、これが其の普通であらねばならない、其の普通であるべきことが殆んど一箇所も行はれないで全國到處金の選舉、候補者任せの選舉干渉、脅迫、賄賂、これ等一點張の選舉となつて居るから吾等はこれを憤つて改めて之を天下の青年諸君に訴へ諸君と共に其の根本的革新を期せんとする者である同志諸君の、此の問題を我が國民運命の將來のため最も眞剣に考慮され、來るべき府縣會議員の選舉に邁進して悔を貽されず來るべき衆議院議員の總選舉に其の有効な模範を垂れられんことを切望して已まないものである云々、——(大正十二年五月一日)

(丙) 展覽會陳列會等

之も一種の宣傳である。從來文部内務農商務陸海軍省、其他府縣市組合、各種團體等に依て行はれつゝあるものである。

殊に自治展覽會選舉に關する展覽會等の様に直接公民としての素養を主題とするものも随分多い。此等を適當に利用することは、成人教育としての公民教育のみでなく、小學校の公民教育の爲にも有效なものである。

試みに後藤市長時代に出來た東京上野公園にある自治會館の内容を一瞥すれ

ば此の趣意が明に示されてゐる。

大正十一年五月に東京市京橋區星製藥會社樓上に開かれた選舉革新展覽會は、時恰も東京市會議員疑獄事件の最中であつて、市政革新の叫びを以て催されたものであつたが、確かに理想選舉に好影響を與へたさうである

(其狀況は雜誌教育研究を参照あれ)

(丁) 政黨

政黨は結社法の規定に従つて、政治上の主義見解を同じうする者の結合した一種の權力團體である。近代の立憲政治は即ち政黨政治であると見られる位に、政治上政黨の勢力は牢固なものとなつた。今日の政治家は其の基礎を政黨の上に置くか、さもなければ政黨の後援により、又は政黨との妥協によつて政權を握るものである。既に政黨の存在を認めれば、政黨の競争と軋轢とは免るゝことは出來ない。今日政黨の勢力は山間僻地津々浦々にまで及んで、鐵道道路の布設、排水灌漑の開拓、學校敷地問題にまで政黨的色彩が濃厚に現はれてゐる。學校教育は勿論一黨一派に偏した態度に出るべきものではないが、然し動もすると學校其物が



政黨の手に依て、支配され悪用される場合が生じないものでもない。地方自治體は中央の政争に觸れないで、政黨に依て動搖されないのが理想であるけれども、今はとても夢想に過ぎない。

元來政黨は我が公民教育の材料として、援助してもらはねばならないものであるけれども、現在の政黨の影響は寧ろ悪い方向のみを露骨に曝露してゐる。政黨の教育的使命は、今の政黨には到底望まれない。

之に反して若しも政黨が倫理化され、理想的公民の立物に於て堂々たる主義政見を以て、國民を指導するものに向ふことが出来たならば、此の政黨は實に偉大なる公民教育の機關となり資料となるであらう。

#### (戊)新聞紙

政黨に次で思想界と社會の實際生活とに、一種の勢力を有するものは新聞紙である。新聞紙は確に一種の社會教育機關であるから、社會文化の程度は新聞紙に反映するし、新聞紙は社會思想の横の普及を負擔する機關である。

而して新聞紙が社會教育者であり、公民教育の見地に立つて世道人心を善導し

たならば、學校教育と相俟つて其の効果も亦大なものであらう。之に反し記者及經營者の人格識見低劣であつて、往々曲筆を弄し人心を挑發して、破邪顯正を忘れたならば、低級なものに墮落するであらう。若し新聞にして正義を推奨し邪惡を筆誅し社會的正義の支持者としての態度を失つたならば、新聞紙存在の意義を失ひ自ら其の使命を拋棄したわけである。

私の常に感じてゐる事であるが、最近新聞紙が皇室の御消息、皇族方の御動靜の報道に極めて注意を拂ひ、皇室と國民との親善を計ることに努めてゐるのは、我が國の新聞紙の一大使命を果しつゝあるものとして愉快に思つてゐる處である。若し新聞紙が直に其の理想のやうに、人の社會的地位や名譽等に關し、公正の見地に於て批判し、支持し、眞に是々非々の態度に於て社會民衆を導くといふ場合には、新聞紙は有力なる公民教育の味方であり機關であると云つてよいと思ふ。

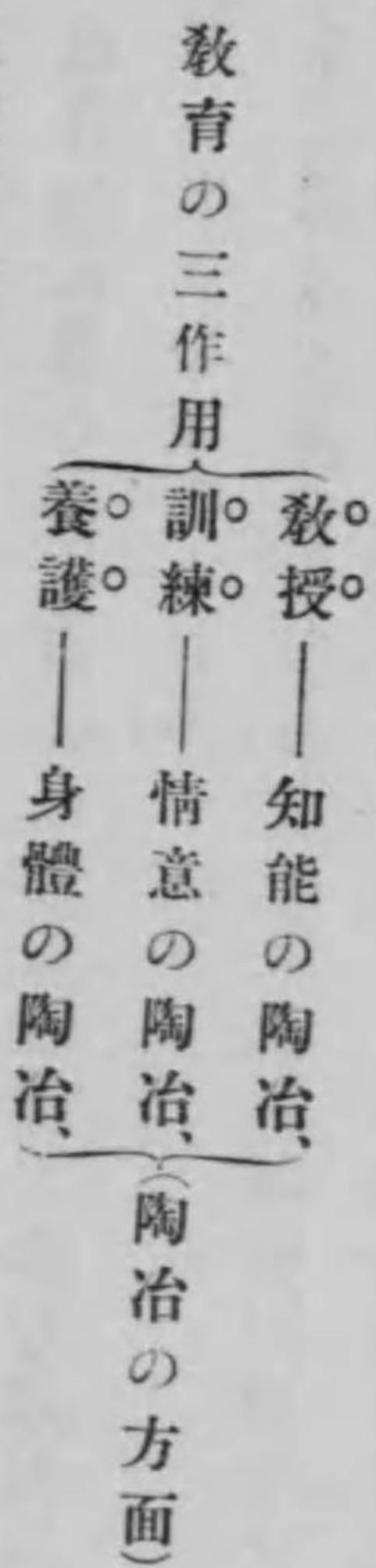
### 第三節 公民教育の方法

#### 一、一般教育の作用



教育の方法は、種々の方面から考へることが出来るが、通例之を、教授訓練の二者とし、或は養護を加へて三作用に別つものが多い。就中教授と訓練とは、共に精神的陶冶の方面に關係した作用であり、養護は身體的陶冶の方面に、關係した作用であると思へられてゐる。

従つて其の陶冶の方面から見ると、(1)知能の陶冶、(2)情意の陶冶、(3)身體の陶冶に別つことも出来る。如上の教授が主として知能の陶冶に當り、訓練が、主として情意の陶冶に當ることは明である。之を表示すると次の様になる。



## 二、公民教育の作用

我が小學校に於ける公民教育も亦、其の方法上より考へる時は、一般教育の作用と同じく、三つの作用に依らねばならないと思ふ。但し其の身體的陶冶は一般教

育に於ける場合と格別の特色を有する點がないから、暫く之を考慮の外に置いても敢て差支はないと思ふ。勿論それは、決して公民教育では身體的陶冶を顧みないからといふわけでないことは上述の通りである。

川本氏は此の點に關し次の様な具體案を擧げて居られるが、大いに參考すべきものである。

### 公民教育の作用

#### 一、教授

##### (一) 公民的知識・道德の教授

(1) 各教科目によつて

(2) 公民科によつて

##### (二) 經濟的能率

(1) 知識教授

(2) 實際練習

##### (三) 身體的能率



- (1) 生理衛生法
- (2) 體操教練、遊戯競技

二、訓練

- (一) 勤勞團體
- (二) 學校組織其物

- (1) 生徒の職務分擔法
- (2) 勞用品共同販賣
- (3) 學校庖厨
- (4) 實驗物
- (5) 花園
- (6) 農園
- (7) 遊戯・競技

私は以上の公民教育の實際方案には、大體敬意を表するものであるが、今日迄の私の學校生活の經驗と、教育學の示す處に従つて、次の様に考へて見たいのである。

公民教育の方法私案

一、主として教授といふ手段によつて、

- (一) 公民的知見の涵養 直接教授
- (二) 公民的徳性の陶冶 間接教授

公民科

修身科、國語科、

歴史科、地理科

技能科

實業科

其他の教科

(三) 公民的堪能の練磨

二、主として訓練といふ手段によつて

(四) 公民的品性の啓培

學校生活の組織施設

附、家庭生活、社會生活の利用

三、主として養護といふ手段によつて

(五) 健全強壯なる身體及機能の陶冶

三、公民性の陶冶



以上の方法を更に他の方面から観察する時は、次の様に考へることも出来ると思ふ。

#### 公民性陶冶の内容

- 一、知能の方面の陶冶Ⅱ公民的知見と堪能  
國家社會自治體の體制機能及運用に關する知識、社會生活に於ける共存共榮共樂の理會、並に之を實現し得る堪能
- 二、情意の方面の陶冶Ⅱ公民的情操、公民的意志  
國家社會自治體への協同奉仕の情操及び欲求の涵養

### 第四節 公民的教授

#### 一、公民的教授の任務

公民性の陶冶では、一面に於て公民としての知能を啓發して、公民生活の理解と興味を興ふると共に、公民の一人として、其の運用を負擔し得る堪能を收得させねばならない。所謂善良にして、有爲なる公民たらしめねばならないのである。

而して此の善良なる公民たらしむる爲の知識及徳操の教養は、大別して之を二つとすることが出来る。有爲の公民たらしむる爲の技能の練磨と合せて、之を三方面に別つて之を考へることが適當であらう。以下之を分説する。

#### (一) 公民的知見の涵養

公民性の第一の要件は、公民たるの自覺と、此の自覺に伴ふ奉仕的精神の充實とである。而して此の公民的自覺を促すものは、我が國家の特色、現代國家の本質の理解と、社會生活への連帶的奉仕の觀念であらう。又之が國家社會生活に興味と責任感を起させる源泉である。

我が國家の特色と現代國家の本質を理解するには、之を時間的の縦の研究と、空間的の横の研究とに待たねばならぬ。かやうに過現未の研究と、比較研究とが、包括的に研究せられて、國家社會生活の理解が出来れば、小我をして自ら大我の中に没入するの態度が湧起するであらう。

#### (二) 公民的情操の陶冶

公民教育の到達點は、切言すれば公民的品性の陶冶によつて、公民的道德の實行



に存する。國家的社會的自我の發展によつて、個人をして、社會國家に融合一致させる様な、道徳的境涯に達するのが理想である。公民としての知識技能も、之を善良なる社會生活、國家生活に於て發揮しようとする處まで、陶冶しなければ役に立たないものである。

### (三) 公民的堪能の練磨

公民生活は單純なる道徳生活ではない。各種の堪能を以て生活上の武器とし、自己の生活に資するばかりでなく、社會國家の公共生活の爲に之を役立たせねばならぬ。吾々は平素職業的堪能に依て、自己の生活を支へると共に、應分の社會的貢獻をなしてゐるものである。此の自他の生活の武器は、一に職業的堪能に歸せねばならない。而して其の職業的堪能は、道徳化されたものでなければならぬ。

### 二、公民教授の公民教育上に於ける地位

世には公民的知識の教授、之を具體的にいへば法制經濟的社會學的知識思想、及び技能の陶冶のみを指して、直に公民教育と誤解してゐるものがある。之は一般に教育學上教育と教授との區別を明にすることに依て、此の誤解は一掃し得るけ

れども、兎も角公民教授は、公民教育の全部でないことを最初に斷定して置かねばならぬ。公民教授は公民性の知能的方面の啓培を主目的とするものであるから、公民教育の一部面であり、一手段であるに相違ない。但し最も有力な一手段であり、重要な部面であることは勿論である。

世には又、公民科なるものを特設して、公民的陶冶を施す場合に其の公民科の教授を以て直に公民教育なりと、速斷する者がある様であるが、其は尙更概念上の紛雜を來してゐるものである。公民科の教授即ち公民科といふ獨立した一の教科で行ふ公民教育は公民教授の教材を、系統的、組織的に排列して行ふもので、公民教材の系統的教授である。首尾一貫した、公民的知見の系統的陶冶を施すものである。以上の公民教育と公民教授と、公民科の教授との、三者の概念上の關係は、丁度道徳教育と修身教授と、修身科の教授との關係に酷似してゐると見てよい。道徳教育といふ道徳心の陶冶、徳性の涵養の任務は、修身教授といふ、各教科の綜合的教授に依て主として其の知的方面の啓培をなすものであるが、就中修身科といふ特設した一科目に依て最も系統的の道徳教育が行はれるものである。



従つて此の概念を順序的に表示すれば、次の様に見るべきであらう。

公民教育

公民教授

公民科教授

### 三、公民的知識の要否に関する論争

公民生活に必要な知識は、果して学校教育に於て教授するの必要があるか否かに付ては我が國に於ても之を疑ふものがある。外國に於ても亦同様である。

而して公民的知識を必要でないと主張する人の、根柢に豫定されてゐる公民的知識といふのは、例へば憲法の講義や、法制經濟の講義見た様な知識であつて、辯護士政治家官吏等でなければ、必要としない専門的のものである。或る法學博士は公民教育は期待する程のものであるまい、恐らく公民的知識の必要なものは、辯護士か、さもなければ社會生活を紊しながら法網をくゞる爲に悪用する者位に過ぎないであらう。法律の知識の多い者ほど却て社會の安寧秩序を害する様な傾がないでもない。現に自分(博士)の様な法律専門家でも、何等社會の爲に貢獻してゐ

ないと言はれたが、之は一種の皮肉としては傾聴すべきものであらうが、博士の様な方でさへ、公民的性格の陶冶を以て辯護士試験にでも出さうな、法律の條文の解説とでも解されてゐるやうに思はれる。但し現在の中等學校の法制經濟科の教授には此の皮肉は或は當るかも知れない。

そこで次に公民的知識の必要を説く者と不必要を主張する者の意見を、公平に調べて見ることにしよう。

#### ○公民的知識の要否

##### (一) 必要論

##### (1) コンペレー曰く

「如何なる責任を負擔する力を知らずして徒に其の高大なる名を誇れる自治制下の公民、其投票の重要な所以を知らずして投票を行ふ選舉者、税金は何の用をなすかを理會せずして課税を納むる納税者、其國の愛すべき次第を教授せらるゝことなき或國の人民は眞に憐むべきものなり。」と。

##### (2) 森岡氏



「公民的知識は之を一般の原理より照すも、又特別なる我國の事情に稽ふるも共に之を課するの切要を見る、

但特設科たるを要せず。」と

(二) 不用論

小學校及補習學校に於て公民的知識を授くることの非難の論據は、

(1) 其材料高尚に過ぎ年齢上十二歳乃至十四歳の兒童の理會力に適しない、

(2) 其の内容餘りに物質的なるが故に教育最高の目的に反する。

蓋し1.は法律學者經濟學者の要求高尚に過ぎるより生じ2.は物質的に對する誤解より生じ、共に正當と云ふわけに行かぬ、

(3) 知識其物が無價值である。

(三) 私の卑見

右の不必要論の根據は、皆夫々其の知識を、自分の頭で解釋してゐるのが、既に妥當を缺いてゐる。或は専門的のものを豫定し、或は惡例の方面のみを強調してゐるから、かやうな結論に到達するのである。

年齢上から否認することは、専門家に必要な、法制經濟の系統的知識を、小學校や補習學校の子供に授けようとするとは、無理であらうけれども、私共は、そんな高級な知識のみを授けることは考へて居ないのである。國家生活や社會生活の根本を理解する知識は、必ずしも専門的系統的のものでないでもよい。従つて兒童には全然理解が出来ないとか、不必要とかは言はれない。若しそれをも悪いといふのなら、兒童に對しては國民教育を否定せねばならなくなる。

又知識を悪用する者の多い處から、知識其物を否定するのは、其の特稱命題を以て全稱命題を否定する論理上の誤謬を敢てするものである。私は今日の國家社會生活には、理解あり自覺ある人々の、向上發展に不斷の努力を希ふものであり、我が國の現状が最も此の必要を痛切に感ぜられる時代であると見てゐる。今にして之を施さなかつたら、我が立憲政治の使命を拋棄し、國際生活より葬られるやうな境遇に陥らないとも限らないと憂ふるものである。

四、私の公民教授の意義

以上の趣意に依て私の考へてゐる公民教授の意義を述べて見ると、公民教授は



公民教育の一手段であつて、公民としての知識技能及び徳性を教養するものである。換言すれば、公民性の知能方面及公民としての當爲の陶冶を主とするものである。

尙評言すれば、立憲自治の國家社會及自治體の體制機能及其の運用に關する理解と興味を興へ、經濟的職業的知識技能を練磨し、之に依て善良有爲の公民として、國家社會自治體の爲に奉仕貢獻しようとする、性格の陶冶を爲さうとするものである。

##### 五、公民教材の直接教授と間接教授

公民教授即ち公民的知能と、公民的當爲を涵養するに當つて、之を一般の既設教科に附帶して教授しようとするものと、特別なる一教科を設けて其の効果を有効にしようとするものとの二方法がある。前者は之を公民教材の間接教授といひ、後者は之を公民教材の直接教授といふことが出来る。

現今法令上の規定では、小學校では勿論、問題にならない。修身科及其他の教科で、附帶的に教授することになつてゐる。高等小學校も同様である。

然るに實業補習學校の公民教育に於ては、法令上之も公民科といふ一の獨立教科を設けてはゐないが、後期の修身科を公・民・心・得といふ題目の下に、専ら公民的教材の取扱に充ててゐる。即ち公民教育を最大の眼目としてゐる補習學校に於ては、特別な一教科を劃一的に設けることを強制しないで、寧ろ修・身・科の活・用と改・造に依て、此の目的を達しようとしてゐるやうに思はれる。此の點は小學校特に高等小學校の公民教育に於ても参考とすべきであらう。

或る教材の特設の可否に付ての論議は今日尙凡ての教材に付て根本的に論ずることが出来る。教科目整理の問題は尙未決のまゝである。公民科に類似してゐる處で、よく問題となるのは德育の手段としての修身科特設の問題である。今日我が國では修身科は大體問題にならなくなつたが、然しそれは決定的のものではないのである。

そこで先づ特設の利害に付て、一般的に之を研究して見ることが先決問題である。今其の各論據を公平に擧げて見よう。

##### 特設を利とする理由



- (1) 知識技能が統一され、一の纏つたものとして與へられ、内容の繁簡要否に従つて適當に加除され最も有効な教材が與へられる。
- (2) 教師の理解の程度や、好惡に依て左右される憂が少い。
- (3) 教材の目的と職能とが明瞭になつてゐる。
- (4) 他の教科の知識を混亂させずして各其の主とする處を徹底させることが出来る。

(5) 特に公民科に付ては我國の特殊の事情(國體・政體・歴史教授・就學歩合)に照して公民科を尊重する意味に於て必要である。  
といふのである。之に反し

#### 特設の弊、

- (1) 各教科孤立するが爲に、統合的、包括的の取扱困難である。
- (2) 教科の數を増す爲に、兒童の負擔を過重ならしめる。
- (3) 教師、兒童の程度、土地の情況等に依て、自由に活用すると困難である。
- (4) 特に尋常小學校では特設する程の教材がない。

といつてゐる。

附帶的教授の利害は丁度之に反するから、別に擧げない。更に之を公民教育上公民科特設に關し考へて見るに、此の論争について、學者の意見は次のやうなものがある。

#### ○特設を可とする者

##### 第一ビュツソン氏

獨逸のフェルスター氏が公民科の教育の效果に關して質問したのに答へて、佛國では教育者は勿論、父兄も其の成績の良好なるを認め、且實際の果實として、國會議員選舉に於て、毎回共和黨の増加して來ること「と知れる」と明言してゐる。

##### 第二川本氏

我が國で、公民科の特設を力説せられてゐるのは、公民教育研究の率先者である川本宇之助氏であるが氏は、一々其の反對論に對して、反駁を加へた後、積極的に特設論を述べられてゐる。

(イ) 附帶教授では必要なる點を脱し不要なる事を加へ且繁閑宜しきを得ない



(ロ) 知識は断片的で統一連絡を缺き従つて活用されない。  
 (ハ) 各科の教授に掣肘を加へ固有の目的を過するに不便と缺陷を生ぜしめることがある。

(ニ) 我國の歴史・國體上公民的知識と立憲自治の精神を授くる機會と便利と少いたため外國より一層特設の急を感ずる。

(ホ) 我國は歴史教授に於て公民教授をなすことが困難な事情がある而も歴史地理の時間數が少い。

(ヘ) 尋常小學校のみで終る兒童及高等小學校で終る兒童の多いこと。  
 ○ 附帶的教授を可とする者

前者には佛國學者が多いのに反し、之は一般に英獨米側の主張である。又實際に於ても、附帶的に取扱つてゐるのである。今日では、まだ附帶的取扱をする者の方有力と見られてゐる。而して附帶教授の重なる主張者は、川本氏公民教育の理論と實際とに據る。

第一ケルシエンシユタイナー氏

「吾人の知り得る限りの判断に依れば、少くとも小學校に於ては其の豫期に達し得ないこと甚遠いと言はねばならぬ」といひ現時獨逸の補習學校に於て課せるものも極めて不成績であると断言して居る。而して、

○ 其原因五つを挙げ

(イ) 抽象的教授の無味乾燥なること

(ロ) 生徒の精神の未成熟なること

(ハ) 時間の缺乏せること

(ニ) 此の問題に對する教師の豫備教育の不十分なること

(ホ) 此の教授の不必要に對する疑問の存すること

◎ 更に小學校に特設の不可なる理由四つを述べて居る。

(イ) 生徒の精神の未成熟なること

(ロ) 時間の缺乏せること

(ハ) 只知識的教授のみでは意思に影響を與ふると僅少なること



(ニ) 公民に必須缺くべからざる多くの職業的能力を練磨することの絶對的必要なることのそれである。

(2) チーム

(イ) 時間割の上には決して如何なる公民科及びこれに類似のものも存在しない。

(ロ) 公民的教材は教科でもなく又教授対象でもない。博物地理・歴史算術及び宗教教授に於いて公民的知識はすべての學年を通じてこれに従はせらる。

(3) フェルスター

「今法律科を小さき兒童に教へて幾百千の法律の條文を如何にして教へ得るか、又多くの條文中より兒童の將來に關係あるものゝ合理的選擇を加へることが出来るか、法律は又變化し易きものであるから後に役立たないばかりでなく却て害となるものである」

(4) シェリング

(イ) 中高等學校・補習學校に於いてさへも公民科は特設科とすべきときではない  
(ロ) 小學校では郷土科・歴史・地理・博物・宗教等の教授中に入つて道德的判斷を教養すべき機會が豊富にある。

(5) タツバート

「小學校は系統的公民教育を與ふる任務も亦其の空間と時間をも有しない。吾人は小學校では補習學校に於ける二三の礎石を取扱ひ得るに過ぎない。

(6) オスカール・パツヘ

(イ) 特設は認めない。  
(ロ) 教授は一年より始めねばならぬ  
(ハ) 最高學年に於てはそれ迄に於て得た個々の知識を集合統一しなければならぬ。

(7) 森岡常藏氏

氏は前述の如く公民的知識の必要を述べられた序に、「公民的知識は、之を一般



の原理より照し又特別な我が國の事情に稽ふるも共に之を課するの切要なるを見る但し特設科たるを要せずと述べられてゐる。

私は此等の意見に對して、斷然たる是非の意見を有しない。それは何故かといふに、私を見る處によると、單に抽象的の議論として、或は其の一教科のみの立場から考へれば、特設することは望ましいことであるし、又其の科の爲には、確に有效なものであるに相違ないのである。けれども之を教育の大局から遂觀する時は公民教育といふ具體的の問題に付てのみ、好都合ばかり考へるわけに參らぬ。そこで色々の事情から考へて、特設たると附帶たるとは、格別の問題とならないと思ふ。特設しても教育効果が擧げば、又附帶してもやり方一つで、有效に公民教育を徹底し得ることもあらう。公民教育のやうな場合には、私の考では、公民教育の理解と興味と信念とが、先決問題である。附帶に依て、却て無理がなく、多方面から自然の中に十分陶冶されることもある。我が實業補習學校の規定に於て、之を何れとも強制せず寧ろ隨意に活用に委せたのは、研究の餘地を存したのみでなく、活用させようとの工夫と見て私は適切な處置であると善意に解して居る。只之が爲に放

任されたり、有名無實に陥つたりしては遺憾千萬である。

### 七、公民科の意義

既に私は、公民科に付て、其の特設すべきや否や、多くの意見を比較研究して見た。然るに肝心な、其の公民科の意義を、豫め確實して置かなかつた。それで順序は一見前後するが、次に公民科の意義に付て、再び比較研究を試みよう。それには先づ辭書に付て語義を調べて見ることにする。彼の日常の用例では、不用意に使用してゐる爲に公民科を公民教育のつもりで使つたり、公民教授を公民科教授といつたりしてゐるけれども、公民教育と公民教授と公民科とは、區別した方がよいと考へる。公民科の意義を

第一、篠原助市氏の教育辭典には、

公民として必要な知識即ち公民の權利義務及び國家の組織制度に關する知識を教授する特別の教科を公民科又國民科といふ。

英. Civics

佛. L'instruction Civique

第二、我が國の教育大辭書には森岡氏の執筆の下に



兒童をして將來國民或は公民として、世に立たしめんが爲に、其の資格の下に必要なる知識を授くるものを稱して、國民科又は公民科といふといひ、即ち主として、國民或は公民としての權利義務、並に國法の組織に關する知識なりとも述べてある。

第三、モンローの教育學辭書には、

三義ありとして、

一、は社會に於ける倫理或は教訓、

二、は行政法、

三、は公民的發達の歴史及運動の歴史の三つを擧げてある。

第四、ラインの教育辭書には

公民科は公民に國家及行政生活を知らしめ、同時に彼に國家及社會の一成員としての權利と義務とを知らしむるにありといつてある。

第五、佛國現行法令に於て、公民科教授の目的の處に、公民教育にては、行政、政治制度並に社會組織を知らしめて、將來の公民の權利と義務とを教ふるにありと、明示してある。

第六、米國教育局發行の市民科の要旨には、

公民科教授の目的は兒童をして彼の屬する社會を知らしむるにある。而して單に其の事實の集積のみでなく、其の社會生活の意味、其の社會は兒童の爲に何をなすか、如何なる方法でなすか、社會は兒童に對して何を要求して居るか、兒童は如何にして自己の義務を果すべきかを知らしめ、斯くして善良公民たるの本質的の性質、習慣を養成するのである、と。

又之と類似のもので紐育州立大學公民科教授要旨の最後に、要するに公民科の目的は社會公民的の要求に對する理解興味奉仕の三方面の知能及情意を訓練するにありといつてある。

第七、名稱に付ては

獨逸では 憲法科、國家科、祖國科、社會科等

瑞西では 祖國科

米國では 市民科

佛國では 公民科



日本では 現代科 國民科、社會科、法制經濟科等  
と呼ばれてゐる。

そこで、私は公民科を次の様に解してゐる、即ち、公民科は公民教育を行ふ一手段として、系統的知識及道德の教養を目的とする獨立の一教科である」と。

かやうな意義と内容を有する獨立の一教科が、小學校の公民教育に必要であるか否かに付ては前に既に論究した處である。

#### 八、公民教授と主要教科目

公民科の特設は尙問題である。のみならず、現行法令に於ては、何れの學校に於ても、まだ之を特設すべく規定せられたものがない。

然らば如何なる場合に、如何にして之を教授すべきかは、次の問題である。私は之に付ては、苟も教育事業である以上、若し公民的陶冶が必要であるならば、凡ての教科に於て連帶責任を以て之に當るべきものであらう。オーギュストコントの社會連帶の理論は公民教育に於ける、各教科に付て如實に之を適用することが出来ると思ふ。

けれども、各教科には、各獨立の職能を有するものであり、教科の本質上から、公民教育の負擔の上に、適否があり、輕重を生ずることは、又理の當然であらう。

茲に於て小學校に於ては、十數ヶの教科目中特に何れの教科に於て、公民教育を負擔すべきかといふのが實際問題として寧ろ大切な問題である。

先づ第一に修身科は公民としての當爲を授くるものとして、將來新國民道德とも見るべき公民道德を教養する點から見ても公民教授の負擔を多く受くべきものである。佛國の公民科が道德及公民科と稱せられるのも、此の點に根據がある。高學年に於ける修身教授は、極言すれば、公民道德の教養である。修身教授の改造されたものが、公民道德の教授であるといふ風に述べる人さへある位である。

次は國語科である。國語は國民性の發現したものであつて、我が國家の特色と民族の特性を傳へ、社會生活の媒介者、維持者としての重要な使命を有するものであるから、國語の教材を通して、公民教授が行はれる機會が非常に多い。

次に國史科及地理科である。時間的と空間的の兩面から、我が國の成立、特色及

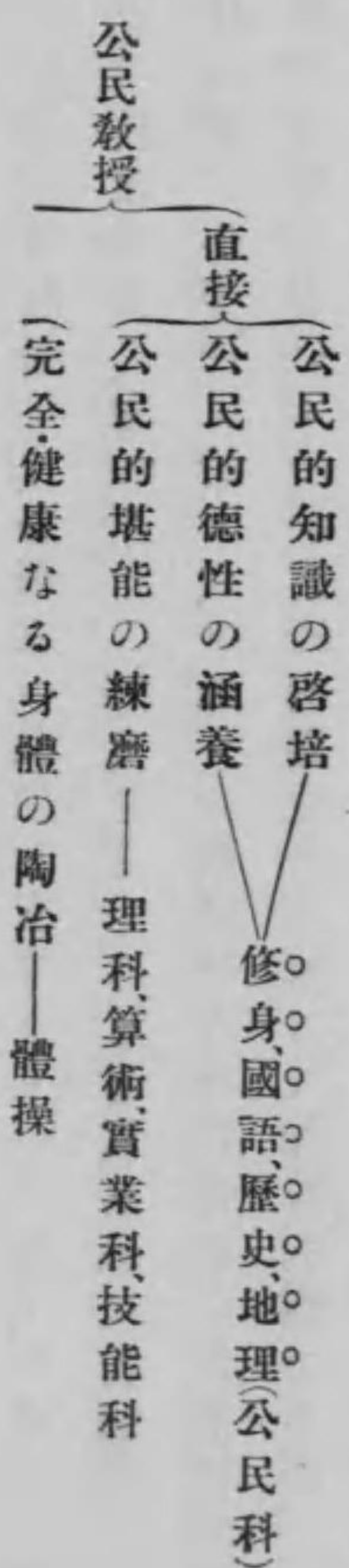


位置を理解させ、現今の國家社會生活への發展の過程を此の二科によりて授くべきものである。

私は特に此の修身、國語、國史、地理の四科目を以て、公民的知見及德操の陶冶に最も關係深いものであると考へる。

次に理科、算術、實業科、及技能科は、公民的堪能の練磨の上に必要であり、體操は、其の健康増進と、機能の完全なる發育の上に、必要なる教科である。尙其他のあらゆる教科も、多かれ少かれ、若干の寄與と貢獻とをなすことは勿論である。

此の點に付ては川本氏は修身、國語、歴史、地理及公民科の五を擧げ、マイヤー氏は獨逸に於て獨逸語、歴史、古代語及公民科の四つを稱へてゐる。私の考へを表示すると次の様になる。



〔間接〕  
〔公民的品性の培養——訓練〕

第五節 公民的訓練

一、公民的訓練の任務

公民的訓練は、公民教育の一手段であつて、主として公民的精神を涵養し、公民的品性の陶冶を其の當面の任務とするものである。公民的精神といふのは、自己の人格を、國家社會の公民といふ人格に於て、十分に發揮しようとする精神であり態度である。

凡そ自己の人格は、之を全然個人の私有と考ふることは、不可能なことであつて、社會生活を營む吾々に於ては、吾々の人格は、一個人の人格であると同時に、必ず郷土的の人格であり、所屬自治團體の人格であり、社會に於ける人格であり、職業を有する人格である。殊に國家の人民としての人格であり、又世界人類の一員としての人格たることを免れることは出來ないのである。個人我即社會我であり、普遍我である。個人は此の社會普遍に即して、初めて意義もあり、生命もあり、存在の價



値もあるといふべきである。さうして見ると、個人の人格は、互に刺戟し影響して發展し、其の個人的人格を、より大なる所屬社會の中に没入させて、全體としての向上發展を計ることは、同時に自己の人格の偉大なる發展を見る所以である。個人の人格を社會我の中に没入することは、何も個性を滅却し、人格を無視するといふ意味ではないのである。此の理が理解されるれば、自ら公民として、自治體の爲め、郷士の爲め、國家の爲に、貢獻奉仕するの精神も、相互扶助の行爲も自ら湧き出づるものであらう。

而して之は我も人も共に行ふべきことである。従つて常に他の人格との接觸交渉を度外視することは出来ない。各自自我の實現を欲求することは、同時に他の人格をお互に尊重すべきことを豫想する。人格は自他共に尊重すべく、個性は自他共に十分發揮すべきものである。

斯の如き社會的公民的精神が、遂に一の品性にまで習慣付けられた場合に、公民的品性といふのである。故に公民的品性は、公民的精神の習慣化した、性格であると見ることが出来る。公民的訓練は、此の公民的品性を陶冶するの手段であつて、

公民教育の一大要點となるものである。

次に公民的品性の内容は、如何なるものであるかといふに、國家社會の共同生活の原理を理解することに依て、公民としての知見と、徳性とを有し、之を行動化せんとする、熱誠と意志を有し、而も其の習慣化に依て、之が道德的傾向になつたものが、公民的品性即公民性である。エフシユミット氏が

人格は實に國民の思想感情執意の凡てが國民性、換言すれば國民精神の統一的に構成された品性の統一尙調和的要素たる全國民の生活方法に歸着する」といつたのは此の意味である。

## 二、公民的訓練の公民教育上に於ける地位

公民的訓練は、公民的精神の涵養を目的とし、公民的品性の陶冶の爲に行ふ手段であるからして、公民性の教育を陶冶の目的とする、公民教育に於ては、公民的訓練は、最も重要な職能を有するものである。公民的教育に依て、公民としての知識技能、及公民道德の練磨されることも、勿論大切ではあるけれども、之は小學校といふ兒童の年齢の關係から、其の期待も一部分に制限されねばならない。概して兒